

平生町告示第16号

平成22年第3回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成22年6月2日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成22年6月17日

2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

河藤 泰明君

大井 哲也君

岩本ひろ子さん

田中 稔君

淵上 正博君

藤村 政嗣君

細田留美子さん

柳井 靖雄君

吉國 茂君

平岡 正一君

河内山宏充君

福田 洋明君

6月25日に応招した議員

応招しなかった議員

平成22年 第3回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成22年6月17日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成22年6月17日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成22年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第5号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第6号 工事請負契約の締結について(変更)
平成21年度佐賀漁港漁村再生交付金事業に伴う浜田沖防波堤整備工事
- 日程第11 承認第1号 専決処分事項の承認について(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第12 承認第2号 専決処分事項の承認について(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第13 報告第1号 平成21年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第14 報告第2号 平成21年度平生町下水道事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第15 報告第3号 平成21年度平生町土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第16 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第17 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(9日間)

- 日程第5 議案第1号 平成22年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第5号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第6号 工事請負契約の締結について（変更）
平成21年度佐賀漁港漁村再生交付金事業に伴う浜田沖防波堤整備工事
- 日程第11 承認第1号 専決処分事項の承認について（平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）
- 日程第12 承認第2号 専決処分事項の承認について（平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第13 報告第1号 平成21年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第14 報告第2号 平成21年度平生町下水道事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第15 報告第3号 平成21年度平生町土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第17 委員会付託

出席議員（12名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 河藤 泰明君 | 2番 大井 哲也君 |
| 3番 岩本ひろ子さん | 5番 田中 稔君 |
| 6番 淵上 正博君 | 7番 藤村 政嗣君 |
| 8番 細田留美子さん | 9番 柳井 靖雄君 |
| 10番 吉國 茂君 | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 河内山宏充君 | 13番 福田 洋明君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 藤田 衛君

書記 山本 律子さん

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	岩見 求嗣君
総務課長	吉賀 康宏君	総合政策課長	角田 光弘君
町民課長			安村 和之君
税務課長兼徴収対策室長			弘中 賢治君
健康福祉課長			河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長			中本 羊次君
建設課長	洲山 和久君	佐賀出張所長	山本 俊明君
学校教育課長	福本 達弥君	社会教育課長	木谷 巖君

午前9時00分開会・開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年第3回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において柳井靖雄議員、吉國茂議員を指名いたします。

・

日程第2．会期の決定

議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月25日までの9日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は9日間と決しました。

・

日程第3．諸般の報告

議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成22年3月分、4月分、5月分及び6月分の例月出納検査の結果報告、委員会研修報告並びに地方自治法第121条の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告はお手元に配布のとおりであります。

ここで暫時休憩。

午前9時02分休憩

.....
午前9時02分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告

日程第5．議案第1号

日程第6．議案第2号

日程第7．議案第3号

日程第8．議案第4号

日程第9．議案第5号

日程第10．議案第6号

日程第11．承認第1号

日程第12．承認第2号

日程第13．報告第1号

日程第14．報告第2号

日程第15．報告第3号

議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告及び日程第5、議案第1号平成22年度平生町一般会計補正予算から日程第10、議案第6号平成21年度佐賀漁港漁村再生交付金事業に伴う浜田沖防波堤整備工事の工事請負契約の締結について（変更）までの件並びに日程第11、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について及び日程第12、承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明並びに日程第13、報告第1号平成21年度平生町一般会計繰越明許

費繰越額の報告についてから日程第15、報告第3号平成21年度平生町土地開発公社の経営状況についてまでの報告を求めます。山田町長。

町長(山田 健一君) 議員の皆さん、おはようございます。

平成22年度も、はや2カ月以上が経過をし、もうすぐ暦の上では夏至ということですが、日差しも少しずつ強くなり、汗ばむ陽気となってまいりました。この春から最近にかけて、しばしば寒気が南下し、寒暖の差が激しい妙な天候が続いたところでもあります。厚着にしたり、薄着にしたりと、皆様方それぞれ健康管理が大変であったかと思えます。また、農作物においても生育に影響があるのではと心配しておりましたが、6月に入り、ようやく平年並みの初夏の気温に戻り、胸をなでおろしているところでもあります。

この時期の風物詩といえばやはり田植えであります。田園風景は、水を張った輝く水田と日増しに濃くなる早苗の緑のコントラストが一層、本町の自然豊かで美しい風景を醸し出しております。

また、気象庁は、「6月12日、山口県を含む九州北部地方が梅雨入りしたとみられる。」と発表いたしました。山口県におきましては、平年より7日、昨年より9日遅い梅雨入りとなっております。梅雨といえますと豪雨による自然災害のシーズンでもあります。昨年の7月21日山口豪雨災害を思い出しますが、町民の皆様の生命、財産を守る立場から、引き続き緊張感を持って危機管理に当たっていきたいと考えております。

そうしたさなか、平成22年第3回平生町議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、全員の御出席を賜り、誠にありがとうございました。

このたびの本定例会に御提案をいたします議案は、補正予算1件、条例4件、事件1件、承認2件、同意1件、報告3件でございますが、議案の説明に先立ちまして、新年度に入りましての諸般の報告について報告いたします。

まず国政であります。6月2日の鳩山首相の突然の辞任により、6月8日に菅新内閣が発足をいたしましたところでもあります。それにしても、鳩山内閣の迷走ぶりは、あの政権交代の大義と期待を全く裏切ったものでありました。菅政権としては、慌ただしい短期間での新内閣の船出となりましたが、改めて民意にこたえる政治の原点に立ち返り、国民の信頼回復に努めてもらいたいと思っております。

そして、山口県出身、9人目の首相として、今度こそ、リーダーシップを発揮をして政策の遂行に当たって欲しいと願っているところであります。新首相は11日の所信演説で、「国民の統治による国政を実現する」と表明され、政策課題として「戦後行政の大掃除の本格実施」、「経済・財政・社会保障の一体的立て直し」、「責任感に立脚した外交・安全保障政策」の3点を掲

げられたところであります。特に内政につきましては、国民の中に渦巻いております、経済への閉塞感や政治への不信感、これを払拭し、政策理念に基づく「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」の一体的実現を目指す考えを表明されたところでありますが、早急に、その具体的な道筋を示してもらいたいと思っております。

なお、このたびの参議院議員選挙の実施日程につきましては、郵政改革法案の処理をめぐり与党内での混迷もありましたが、6月24日の公示で7月11日の投票の日程で実施されることになりました。町といたしましても投票率の向上と選挙事務につきましては、遺漏のないよう、万全の選挙事務体制で取り組むよう先般も指示をいたしましたところであります。

さて、一昨年秋のリーマン・ショック以降、痛手を負った日本経済の状況であります。国が6月に発表した1月から3月期の国内総生産は、年率換算で5.0%の増となり、景気は持ち直してきたということではありますが、同じく5月の月例経済報告では「景気は、着実に持ち直してきているが、なお自立性は弱く、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある」という日本経済の基調判断となっているところであります。

特に雇用問題は、日本経済に大きな影響を及ぼすところでありますが、4月の失業率は5.1%と2カ月連続の悪化となっておりまして、また同月の有効求人倍率も0.48と8カ月ぶりの悪化となっております。特に、15歳から24歳までの若年労働者がこの10年間で200万人も減少しているということでもあります。「成長の担い手」の働く若者が減り続ければ、社会の活力の喪失を初め、消費の落ち込み、社会保障の負担増など、日本経済に与える影響は、まことに大きなものがあるわけでありまして、若年層を含めた雇用対策について、緊急の課題として取り組む必要があると考えております。ちなみに、山口県の有効求人倍率は、0.59倍で、管内の柳井公共職業安定所では0.37倍と県下で最も低い水準であります。依然厳しい状況が続いております。

次に、これも日本経済や地域の活力に大きな影響を与える問題が人口問題であります。厚生労働省は、一人の女性が生涯に産むとされている子供の数の指標である、いわゆる「合計特殊出生率」について、平成21年が前年と同じ1.37人になったと、このたび発表いたしておりますが、これは平成18年から3年連続上昇していた出生率にブレーキがかかったということでもあります。さらに、団塊世代の子供が、既に30代後半となるため、出産適齢期の女性が今後さらに減っていくのでは、という予測もされているところです。少子化についても、景気や雇用、社会保障などとも密接に関係しております。これらを含めた社会全体での少子化対策を真剣に考えていかなければなりません。ちなみに、山口県の出生率は1.43人となっております。

次に、家畜伝染病の口蹄疫問題であります。宮崎県では「非常事態宣言」を発令するなど、大変な事態になっております。先週は、宮崎県内の新たな地域での感染の疑いが確認されたところ

るであります、これ以上感染が拡大しないよう、国を挙げての徹底した封じこみ対策による早期の終息を願っているところであります。

なお、山口県においては、口蹄疫対策連絡会議を立ち上げ、口蹄疫の発生状況を初め、国の対応等の確認などの協議が行われ、県の対策として、消毒液の配布や支援資金の創設、発生時の初動対策マニュアルの策定・配布など、発生防止対策に取り組まれているところであります、本町においても県と連携をとって取り組みを進めているところであります。

以上、諸般の報告を申し上げましたが、いずれにいたしましても、このところ、日本では首相交代が“年中行事”のように繰り返されています。これでは、世界からの信頼も失われるばかりでありまして、新政権には、経済、財政、外交、防衛、社会保障等、諸課題にしっかりと腰を据えて取り組んでもらいたいものであります。当然、私は、政権がどうあれ、首長として住民の生活を守る立場で、議会の皆様方のお力もお借りして、やるべきことはやり、言うべきことは言うていくつもりでございますので、引き続き、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、3月定例会以降の町政の重要課題の進捗状況や経過につきまして、「行政報告」として申し上げます。

まず、行政協力員会議について申し上げます。4月19日から24日にかけて町内5会場で、議員の皆様にも御出席をいただきながら、春の行政協力員会議を開催いたしました。春の会議は、新たに行政協力員に就任された方が全体の75%ということもありまして、主に行政側からのお願いや情報提供など、たくさんの説明をさせていただいたところであります。説明後の意見交換では、説明や報告についての御質問を初め、「少子高齢化について」、「安全・安心について」、あるいは、「行政全般について」など、多くの意見や質問、また要望をいただき、一定の成果を得ることができたと考えております。内容によっては、早急に対応したものもありますが、引き続き、住民の皆さんと行政が協力をして、相互理解の中で地域づくりに取り組んでまいりたいと考えているところであります。

なお、自治会に設立のお願いを申し上げております「自主防災組織」につきましては、現在144自治会中、102の自治会において設立を見ておりまして、引き続き、設立について取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、今年度、平生町で実施されます県の総合防災訓練について申し上げます。この防災訓練につきましては、冠を「2010年山口県防災訓練 in 平生」と称しまして、8月29日の日曜日に阿多田地区を主会場に実施いたすものであります。取り組みの状況につきましては、平生町を初め、山口県、消防署、警察、自衛隊、海上保安庁、県消防防災航空センターなどの防災関係機関担当者で準備を進めているところであります。去る5月18日には、当防災訓練の実行委員会を設立をし、本格的実施に向けた協議に入っているところであります。この防災訓練は、地域

住民の自主防災意識の高揚と防災関係機関相互の協力体制を確立をし、協働による「地域防災力の向上」を図ることを目的に実施をするものであります。当日は、県下の防災関係機関など約2,000名が集結をし、大規模な防災訓練を実施するものであります。自治会を中心とした住民の皆さんの避難訓練も計画をいたしております。

今後、改めて自治会と協議をしてみたいと思っておりますが、内容といたしましては、各地区の避難所であります公民館等を開設をし、防災意識の更なる向上につながるような避難訓練を予定をいたしております。この訓練を契機に、本町のなご一層の、「安全・安心のまちづくり」に向けての取り組みはもちろんであります。町内外の関係機関に対し、本町の存在を示していきたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、岩国基地民間空港早期再開について申し上げます。岩国基地民間空港の再開に向けましては、今年度から国土交通省が主体となり、開港に向けた施設整備が進められてまいりました。空港ターミナルビルについては、国土交通省が事業者を公募し決定されることから、山口県、地元岩国市を初めとする2市4町が中心となってビル会社を設立し、これに対応することとし、諸準備を進められたところであります。

また、本町を含む関係自治体においても、3月議会でそれぞれ、この会社に出資することについて御議決をいただいたところであります。3月下旬から4月半ばにかけて、会社設立に向けた準備会、発起人会が開かれ、4月30日に第三セクター「岩国空港ビル株式会社」として、資本金3億円、当初の出資者は山口県、岩国市、民間企業3社で設立をされたところであります。これを受けて、5月25日には、臨時の株主総会が開かれ、平生町を含めた近隣1市4町で4,000万円、民間企業9社で1億円の第三者割当の増資が決定をされたところであります。

また、先般、国土交通省大阪航空局が旅客ターミナルビルを整備、管理運営する事業者の公募を行い、「岩国空港ビル株式会社」1社のみ応募があったと発表があったところであります。所定の審査を経て、7月中旬頃には事業者が決定、公表される予定であります。今後、空港の利用促進に向けた組織づくりも予定をされておりました。空港の再開が県東部地域の活性化につながるよう期待をいたしております。

次に、第四次平生町総合計画について申し上げます。平成23年度を計画の初年度とする、平生町のまちづくりの指針であります第四次総合計画につきましても、昨年度から準備を始めているところですが、策定作業も本格化し、現在、鋭意取り組みを進めているところであります。今年度につきましても、広く住民の皆様から御意見をお聞きするため、住民懇談会を7月から8月にかけて開催、10月頃にはパブリックコメント、意見公募手続を行い、計画案に対する御意見をお伺いすることにいたしております。

また、総合計画審議会を7月上旬に立ち上げ、審議会へ策定についての諮問、答申、その後、議会への計画案の上程、議決、策定という流れで進めてまいりたいと思います。住み良さが実感できる、また、住みたくなるまちづくりに向け、住民の皆様とともに、計画を作り上げていきたいと思しますので、どうぞよろしく願いをいたします。

次に、個人住民税の併任徴収に係る山口県職員の派遣について申し上げます。本町では、県の「個人住民税等の併任徴収に係る職員派遣実施要綱」に基づき、4月14日から来年3月末までの期間、山口県職員の派遣を受けることとなりました。これは、個人住民税及び町税の税収確保と町税務職員の滞納整理技術の向上を目的に県税務職員が市や町に派遣をされるものであります。本町では、平成19年度、20年度に既に本制度の取り組みをいたしてまいりましたが、今年度は、県東部地域の5市5町全市町の要望によりこのたび実現したものであります。

本町では、去る4月14日、県東部地域を担当する6名の県税務職員に町職員を併任する旨の辞令を交付し、そのうち1名は、隔週に1日を基準に町の税務職員と共に町税の滞納整理事務に従事していただいているところであります。今後、町と県とのより強い協力体制のもと、町税の滞納整理及び職員の徴収技術の向上に努めていく考えであります。

次に、地域福祉計画の策定について申し上げます。昨年度、地域福祉計画策定に伴う住民座談会を町内9カ所で2回開催をいたしました。1回目は、各地域の課題の把握に努め、2回目は、課題について地域のできることから、解決策やアイデアなどについて取り組んでいただきました。住民座談会には、自治会長や町民の皆さん、そして、役場の職員も地域住民の一員として積極的に参加があり、総参加数560人でありました。それぞれの地域で課題は異なりますけれども、地域のつながりの希薄化や生活環境の変化に対する課題など多くの意見がありました。本年度において、地域福祉計画策定を予定をいたしておりますが、平生町総合計画と整合性を図りながら、各地域の課題を反映させた地域福祉計画としてまいりたいと考えております。

次に、子ども手当について申し上げます。新規事業として取り組んでおります子ども手当の支給事業につきましては、次代の社会を担う子供の健やかな成長を支援するため、中学校修了までの子供について、一人月額13,000円支給するもので、第1回目は6月10日に支給を行ったところであります。中学校2年、3年生については、新たに申請が必要でありまして、申請がありました約8割程度の方々への支払いを行いました。約2割程度が未提出であります。未提出者には9月末までに申請が必要でありまして、今後とも、情報提供にしっかり取り組んでいきたいと考えております。

次に、平生小学校普通教室棟第1校舎でございますが、建築工事及び平生中学校屋内運動場耐震改修工事の現在の進捗状況につきまして申し上げます。まず、平生小学校普通教室棟の建築工事ですが、本工事につきましては4月26日から杭工事に着手し、予定工程どおり進捗しており

まして6月4日には杭工事53本が完了いたし、現在の工事出来高は15%となっております。その後、基礎工事を開始をし10月初旬に2階建ての屋根までの躯体を完了する予定であります。また、平生中学校屋内運動場耐震改修工事につきましては、工事用進入路は完成をいたしておりますが、現在、施工上重要である屋根の撤去に伴う現状の調査、取り付けブレースをおさめる柱、梁の形状についての詳細調査を行っております。本格的な工事は、夏休みとなる7月21日から着工の予定であります。

以上をもちまして、行政報告を終わります。

終わりに、平成21年度の各会計の出納閉鎖を5月末で終えておりますので、その概要を簡単に御報告いたします。まず、一般会計であります。歳入総額58億556万7,546円、歳出総額55億6,824万4,146円で、差し引き2億3,732万3,400円となりまして、繰越明許費6,451万2,500円を控除いたしますと、1億7,281万900円が実質収支額となるものであります。

次に、特別会計であります。9つの特別会計の総額を申し上げます。歳入総額35億8,400万1,309円、歳出総額35億4,097万6,734円で、差し引き4,302万4,575円が実質収支額となっております。

以上、平成21年度の一般会計ほか9つの特別会計の収支状況の概要を申し上げます。

それでは、御提案を申し上げます各議案につきまして、順を追って御説明を申し上げます。

まず、議案第1号平成22年度平生町一般会計補正予算であります。補正額といたしましては、129万5,000円追加いたしまして、予算総額は47億5,069万5,000円となるものであります。

歳出から申し上げます。7ページ的环境衛生費では、平成22年度より新しく事業実施をいたしております。太陽光発電システムの設置費に対する補助事業につきまして、4月から5月におきまして11件の補助申請を受け付けておりまして、今後の申請件数を勘案いたしまして、129万5,000円を追加するものであります。

6ページの歳入につきましては、太陽光発電システム設置補助事業の財源であります。地球温暖化対策推進基金からの繰入金でございます。

以上、議案第1号平成22年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例及び、議案第3号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について一括して御説明申し上げます。両条例につきましては、近年の急速な少子化等の進行を踏まえ、労働者が就業しつつ子の養育または家族の介護を行うための環境を整備し、その雇用の継続を図ることが一層重要になってくるとの視点から、平成21年6月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介

護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されたことを受け改正するものであります。

平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正内容につきましては、育児のため、早出遅出勤務につき、従来設けられておりました制限を撤廃し、職員の配偶者の就業等の状況に関係なく請求を可能とさせるほか、3歳に満たない子のある職員が請求した場合、時間外勤務を原則禁止する条項を新たに設けるものであります。

職員の育児休業等に関する条例の改正内容につきましては、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況に関係なく、育児休業、育児短時間勤務、部分休業の取得を可能とするもの。また、それまで特別な事情がなければ取得できなかった再度の育児休業を、妻の産後休暇中に育児休業を取得した場合に限り、特別な事情がなくても再度の育児休業を可能とする制度を創設するなど男性の育児参加を促進させる環境整備を行うものであります。

いずれの条例につきましても、国の制度に準じて改正を行うものでありますが、これらの制度改正とあわせて、職場全体で職業生活と家庭生活の両立を支援していく意識を醸成していくことで、職員の福祉の増進、ひいては公務能率の向上を目指していくものであります。

続きまして、議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本条例につきましては、現在実施しております月60時間を超える時間外勤務の手当支給割合の引き上げ対象に、同一週を超える週休日の振りかえに伴う正規の勤務時間を超える時間を加えるものであります。

月60時間を超える時間外勤務の手当支給の割合の引き上げにつきましては、昨年的人事院勧告に盛り込まれ、本町におきましても国に準じた条例改正を実施しているところでありますが、その元ともなる労働基準法の改正内容を考慮すれば、同法の適用を受ける地方公務員においては、同一週を超える週休日の振りかえによって生じた時間外勤務手当の支給率についても、その引き上げ対象に含めることが必要と判断をするものであります。

このたびの改正は、国家公務員と地方公務員との法適用の差により、地方公務員独自の措置となるものでありますが、労働基準法の改正や人事院勧告の趣旨はともに時間外勤務の抑制を意図したものであります。本町におきましてもその趣旨に沿い、引き続き時間外勤務の縮減に向けて適切に対処していきたいと考えております。

続きまして、議案第5号平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本条例につきましては、本年5月に「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、国民健康保険法において指定市町村制度が廃止されたことにより、本町の国民健康保険条例への引用条文に条文のずれが生じたので改正をいたすものであります。

続きまして、議案第6号平成21年度佐賀漁港漁村再生交付金事業に伴う浜田沖防波堤整備工

事の工事請負契約の変更につきまして御説明申し上げます。本工事請負契約の変更につきましては、平成22年2月26日に御議決をいただき、3月1日に契約を締結をいたし、3月の定例会で繰越事業として御承認をいただいております平成21年度佐賀漁港漁村再生交付金事業に伴う浜田沖防波堤整備工事請負契約に係る工事請負金額の変更をいたすものであります。

変更の理由といたしましては、入札剰余金を充当し、事業の進捗を図るため消波ブロックの製作個数を増やすものであります。工事予定価格が、5,000万円を超える工事の変更契約となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の御議決をお願いするものであります。

次に、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について及び承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について一括して御説明申し上げます。両条例は、地方税法の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、緊急に執行を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、去る4月1日に専決処分させていただいたもので、同条第3項の規定により、承認をお願いするものであります。

まず、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について御説明申し上げます。このたびの地方税制の改正は、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点から、個人住民税における扶養控除の見直し、地方のたばこ税の税率の引き上げなど税制全般にわたる改革の一環として地方税法の一部改正が行われたものであります。改正の主なものは、個人住民税の関係では、公的年金からの特別徴収制度の対象にならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等所得に係る所得割額を給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して、給与から特別徴収の方法により徴収することができることとされたものであります。

また、扶養控除の関係では、子供の養育を社会全体で支援するとの観点から、子ども手当での創設と高校授業料の無償化を実施することから、扶養控除の見直しが行われ、平成24年度から、扶養親族のうち、年齢16歳未満の者に対する扶養控除の廃止や扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分が廃止となるものであります。このことから、年少扶養控除廃止後における扶養情報の把握方法については、給与の支払いを受ける者等で所得税法の規定により扶養控除等申告書を提出するものについて、扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出する旨の規定を新たに定めるものであります。固定資産税については、新築住宅に対し新築後一定期間固定資産税を減額する住宅関係特例を引き続き延長するという内容のものであります。

たばこ税については、平成22年10月1日以後に売り渡し等が行われた製造たばこの税率を、

1,000本につき1,320円、旧3級品の紙巻たばこの税率を、1,000本につき626円引き上げるものであります。なお、施行期日は平成22年4月1日ではありますが、施行期日の異なるものもありますので、附則に施行期日を定めております。

続きまして、承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について御説明申し上げます。本条例の改正につきましては、同じくこのたびの地方税制の改正において、後期高齢者医療制度の廃止が掲げられたことによる新制度移行までの間の軽減策の継続や、中間所得者層の保険料負担の緩和を図るための賦課限度額の引き上げを段階的に行うなど、今後の医療保険のあり方についての項目が盛り込まれたことにより改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、保険税の課税上の限度について、基礎分を47万円から50万円に、後期高齢者支援金分を12万円から13万円に引き上げ、旧被扶養者に係る保険税の減免期間を2年から新制度移行まで据え置くこと、また非自発的失業者に係る保険税課税について、前年所得を3割相当で計算する特例措置を設けるものであります。

続きまして、報告第1号及び第2号について、簡単に御説明申し上げます。報告第1号は、平成21年度の国の1次補正に係る地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業であります住民情報システム更新事業と宇佐木地区水道管更新事業の負担金及び平成21年度の国の2次補正に係る地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業やJアラート受信設備整備事業、ため池等整備事業、佐賀漁港海岸保全施設整備事業と漁村再生交付金事業、平生小学校普通教室棟改築事業、佐賀小学校太陽光発電設備整備事業並びに平生中学校屋内運動場耐震改修事業に係る平成21年度平生町一般会計繰越の明許費であります。

報告第2号につきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業であります曾根沖地区雨水渠設置事業に係る平成21年度平生町下水道事業特別会計繰越明許費であります。

以上2件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書の御報告を申し上げます。

次に、報告第3号、平成21年度平生町土地開発公社の経営状況の報告についてであります。去る5月21日、平生町土地開発公社理事会におきまして承認を得ましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、御報告を申し上げます。

以上をもちまして、本日御提案を申し上げております議案の提案理由説明と報告を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただき御議決並びに御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

日程第16．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（福田 洋明君） 日程第16、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順に、順次発言を許します。大井哲也議員。

議員（2番 大井 哲也君） それでは、通告に従って質問いたします。

新年度もスタートして、既に2カ月が経過しました。これまでも議員各位より質問されておりますが、現在、来年度からスタートする平生町のまちづくりの指針である第四次総合計画の策定に取り組んでおられます。現在の進捗状況と今後の具体的なスケジュールについて、改めてお尋ねします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今取り組んでおります第四次平生町の総合計画の現在の進捗状況と今後のスケジュールということで御質問をいただきました。

御承知のように、昨年度から2年がかりでこの計画をつくっていかうと、こういふことで、昨年度から策定の準備に入りました。今ちょうど作業が、いよいよ本格化してきておるといふ段階でございますけれども、いろんな、これまでにいろんな、今までの第三次の検証をやったり、いろんな課題の洗い出しを行ってまいりましたし、住民のアンケートも先般実施をいたし、あるいはまた、これに関連した地域福祉計画等も策定をにらみながら、地域での懇談会、座談会も実施をさせていただく中で、住民の皆さんの意見や要望等についてもしっかりと踏まえながら、今、各課で今後取り組むべき事業、事務事業等の積み上げ作業に今入っておるところでございます。

この作業は、策定作業の中心は、副町長をトップにして、第四次平生町総合計画策定委員会が中心になって、今この作業を進めているところでございます。かなり今精力的に取り組みをしていただいておりますという状況でございます。

今後のスケジュール等でございますけれども、これから7月、8月にかけて、まちづくり懇談会を開催をして、また改めて住民の皆さんの意見もしっかり踏まえていきたい、こういふふうにはまちづくり懇談会を開催をしたいと思っておりますし、同時に、平生町総合計画の審議会を設置をして、これからこの審議会も、この暮れ、11月ぐらいまでには答申をいただきたいということで、四、五回のペースで、かなりの精力的に、この審議会でも御審議をいただいて、とりまとめをしていきたいというふうにご考えておまして、先ほども御提案を申し上げますように、12月にはこの議会に上程できるように、今準備を進めておるといふ状況でございます。

議長（福田 洋明君） 大井哲也議員。

議員（２番 大井 哲也君） 次に、町長の政治姿勢について質問いたします。

これまで総合政策づくりに当たっては、町長の理念を含めて、指導性を発揮して取り組んでいくと言われておりますが、現時点において、町長の指導性、リーダーシップをどう発揮しておられるのかお尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） この総合計画策定に当たって、町長としてのその指導性をどう発揮しておるかという御質問でございます。

既に今申し上げましたように、策定委員会が始動しておりまして、これは、今まで7回開催しております。かなり協議もいろいろ重ねてきておるわけですが、逐次私のほうに報告をいただきながら、しっかり指示をしながら、この中身について作業を進めていただくということで、その辺の動向についてはしっかり把握をしながら対応をしていることがまず一つです。

それから2つ目には、この前からも御質問がありましたように、どっか平生の町の名前だけ入れかえたら、どこでも通用するような政策になってはならんというようなこともありましたように、やっぱりコンサル主導にならないように、本町としてのしっかりした手づくりの計画を進めていこうと、こういうような立場も確認をいたしてありまして、既に住民アンケート調査等も、そういう観点から、今回は実施をさせていただきまして、実感目標、満足度を問いながら実感目標を設定をしていくと、こういうような新しい手法も、今進めてありまして、したがって、当然これから出てくる計画の中には、これらを踏まえた、わかりやすい、目標を可能な限り数値化をしていくと、目標の数値化を一つの大きなテーマにしながら、これから取り組んでいきたいというふうに思っております。

そういった意味では、この総合計画の果たしていく役割、それから先ほども申し上げましたように、地域福祉計画とリンクをしまいりますけれども、それらがしっかりと機能する、そういう中身に仕上げていきたいというふうに考えているところであります。

議長（福田 洋明君） 大井哲也議員。

議員（２番 大井 哲也君） 総合政策を策定するに当たっての町長の熱意は、十分に伝わってまいりましたが、策定の途中で町長の3期目の任期が到来いたします。引き続いて計画を完成させ、実行推進について責任を持ってかじ取りをされるべきと思いますが、今申したように、町長御自身、この年末に任期を迎えられるわけでありまして。町民からも、引き続いて山田町長が町政を担われるのか関心も高まっております。ぜひこの場で町長の思いをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総合計画の策定に関連をして、今後の町政に臨む基本姿勢ということだ

ろうと思います。この基本姿勢、考え方、私の思いというものを申し上げます前に、まずは皆さんにお礼を申し上げたいと思います。

今までの、本当に町政を振り返ってみまして、過ぎてみればあっという間でございますけれども、いろんなこれまでの幾多の試練、困難というものがありませんでした。特に、ここ数年間は、財政問題を含めて大変厳しい状況に直面をいたしました。議会の皆さんの御指導、御理解、御協力で、改めて感謝を申し上げたいと思いますけれども、特に景気が低迷をする、三位一体の改革の影響があるというようなことで、町としてもかなり、私自身が身の切られるような思いをしながら、緊急行財政改革プログラム、集中プラン、第四次の行革大綱、行財政改革を断行をしましてまいりました。

ようやくここにきて、つい先般も、山口財務事務所の所長がお見えになりまして、本町の財政状況の分析をいただいて、その結果の報告がありました。今、それによりますと、財政状況は改善をしつつあって、財政上の問題はありまないと、こういうお墨つきをいただいたわけございまして、こういう状況に立ち至るになったということが一つ。

それから、もう一つは、いろいろ厳しい状況の中ではあっても、風力の発電所を7基完成することができた。新しい一つの町のシンボル、そしてまた、一定の財源確保のめどがついたというようなこともあろうかと思えますし、懸案でありました小中学校の耐震化の事業にも着手することができたというふうに思っております、一定の成果を上げつつあるというふうに思っております。改めて、今日までの皆さんの御協力、そしてまた議会としていろんな提言や助言をいただいたこと、この機会に改めて厚くお礼を申し上げたいと思えますし、町の職員を含めて、町民の皆さんの理解と協力に対し、この機会に改めてお礼を申し上げたいと思います。

そこで、ただ、財政状況が少し改善しつつあるというようなことではございますけれども、私はやっぱり、現状はまだまだ、最悪期は確かに脱することはできたかもしれないけれども、健全化に向けての、ようやく足がかりをつけた段階だろうというふうに認識をいたしております。健全化というには、まだ道半ばということになると思っております、引き続き行財政改革をやっていくというのは、町政にとって最重要課題であることに変わりないというふうに思っております、この4月からいよいよスタートさせましたけれども、第五次の行革大綱、これをしっかり着実に推進をしていく、実行していく、これが大きな、私自身に課せられた責任だというふうに思っております。

加えて2つ目は、今もお話がありましたように、第四次の今総合計画の策定中であります。これとリンクして、先ほど言いましたように地域福祉計画をやって、本格的な少子高齢時代における、町民の皆さんが本当に住んでよかったと言えるように、あるいはまた、住みよさが実感できる、そういうまちづくりに向けて、私としてもしっかりした計画をつくっていかねばいけな

いというふうに思っております、私の責任において、この計画をしっかりと取りまとめ、そしてまたこれを軌道に乗せていく、こういう大きな責任があると、今考えております。幸い、気力、体力、情熱、ともに依然揺るぎないものがあるというふうに思っておりますので、町民の皆さんの御支持がいただけるのであれば、引き続き続投して、その責務を全うしてまいりたいと考えております。

議長（福田 洋明君） 大井哲也議員。

議員（2番 大井 哲也君） なお一層の尽力をお願いして終わります。

.....
議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） それでは、質問通告書に従って質問をさせていただきます。まず初めに、上関原発建設についてでございますが、この質問は1年ぶりとなります。よろしくお願いをいたします。

まず初めに、原発の温排水による環境の変化についてお伺いをいたします。原発は、発電中にCO₂を排出をしないクリーンなエネルギーと、こういうふうに言われております。しかし、海水を冷却水として取り込み、排水口からは常時7度高い温排水を1秒間に190トン放出しております。排水口から、いや、済みません、内海に大量の温排水を流すほうが、CO₂より問題があると、こう危機感を持っておられる研究者もおられます。

もう一点、海を温暖化するだけではなく、発電所のパイプに生物が付着しないように塩素が投入をされます。プランクトンが冷却水と一緒に吸い込まれ、熱と塩素で殺されてしまいます。一番の問題点は、先ほど申し上げましたが、温排水の量です。1秒間に190トンと言いましたが、その量は1カ月間で、水深50メートル、沖合1キロ、海岸線10キロの海域の海水を入れかえるほどの量となります。閉鎖的な瀬戸内海にこんな多くの温排水を流せば、環境はどのようになるのか、生態系はまたどのようになっていくのか、大きな問題と考えられます。当町の沖合に温排水が排出をされるわけです。環境の変化はどのように考えておられるのか、まず第1点目にお伺いをいたします。

次に、町民の安心安全の面からお伺いをいたします。中国電力の島根原発1、2号機で、定期検査項目のうち123件の点検漏れがあったと、3月30日に中国電力が発表をいたしました。これは、原発のずさんな安全管理が、またも明らかになったのではないかと思います。問題は、中国電力が点検漏れを把握しながら、また報告もせずに、1年間も原発を運転し続けたことです。同様の事例で重大事故が起こっております。関西電力美浜原発の3号機では、2004年の8月に、タービン建屋の配管が破断して、高温、高圧の蒸気が噴出をして、建屋内にいた11人が死傷をしております。この配管は点検漏れで、運転開始から28年間1度も検査を受けておりませ

んでした。ずさんな安全管理の背景には、国と電力会社が、原発では重大な事故は起こらないという、根拠のない安全神話にどっぷりつかっていることがあると思います。これは、みずから決めた点検を怠った中国電力、それを見過ごしてきた国の無責任体制のもとで、このように非常に深刻な事態を招いたことは重大な問題だと思えます。

さらに1カ月後、4月30日には、3月の123件を含む506件の点検漏れが見つかったと発表をしております。その内訳は、1号機が347件、2号機が159件、このうち最高度の信頼性を確保する必要がある機器、それが28件と24件となっております。また、高度の信頼性を確保する必要がある機器が、それぞれ7件ずつとなっております。これはまた、最終的には、この数が511件に上っております。

また、今月の11日には、経済産業省が、原発の保守管理体制に問題があったとして中国電力を厳重注意するとともに、再発防止策が定着し、保安規定の変更が認可されるまで運転再開は認めないとしております。世の中でもっとも危険な放射能を扱う原子力発電所において、このようなずさんな安全管理で、上関に原発を建設をされるようになったら、私たち町民は、毎日危険におびえながらの生活を強いられると思えます。町長のお考えをお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午前10時15分からといたします。

午前 9時57分休憩

.....
午前10時15分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 上関原発建設に関連をして、温排水による環境の変化についてどう思うかということでございます。原子力発電所の建設に際しては、環境影響評価法に基づいて温排水の影響について評価がされております。国のほうも、この環境影響への配慮というのは、大変重要な点だというふうに考えて、いろいろ専門家の意見も聞きながら、あるいは事業者の環境影響評価を審査し、場合によっては勧告を行って来ておるといふふうに聞いております。

上関原子力発電所につきましては、平成13年度に環境影響評価の手続が終了いたしております。温排水については、水中放水することにより、放水後速やかに浮上、拡散し、その拡散予測範囲は放水口近傍に限られていると予測されておりました。環境への影響は小さいと国も認めておるといふ状況でございます。

中国電力からは、取放水温度の連続測定、これを行うといふふうに聞いておりますし、国も必要に応じて指導していくといふことでございますので、こういった、町とすれば国の判断を踏まえながら対応していくことになるうといふふうに思っております。

それから、今回の点検漏れの、511件に上る点検漏れの経緯でございますが、安全管理について、島根の原子力発電所1号、2号機での、こうした点検での問題が発生をしておるということで、結果的には原発に対する国民の信頼を損ないかねない事態であるというふうに受けとめております。特に、原発は巨大なシステムということになるわけですから、安全性は何重にも行われていかなければいけないというふうに思っておりますし、その措置が前提になって原子力に対する信頼性というのが出て来るわけでありますから、それは大前提だろうというふうに思っております。

そういうふうなことで、今回の511件の点検漏れというのは驚きましたけれども、6月3日には、それまでの原因の分析結果及び再発防止対策ということで、国のほうに最終報告が出されておりました、県と松江市にも報告があったということで、本町にも当日上関の副所長から報告をいただいておりますという状況でございます。内容は、再発防止対策について、原子力品質マネジメントシステムの充実と、原子力安全文化醸成活動の推進を二本柱として取り組んでいくと、こういうことで、企業の社内風土にまで踏み込んでいろいろ原因究明をして、その徹底的な対策を取っていきたいというところが、今回示されているわけでありますけれども、御指摘のように、国のほうも経済産業省、先般、保安規定の変更命令を出しておりますし、この変更が認可をされ、あるいはまた、再発防止対策がしっかり取られているという確認ができるまでは運転を停止するという処分をされておるようでございますから、こうした国の対応というものもしっかり注視をしていきたいというふうに思っております。いずれにしても、こうした大変信頼性にかかわる問題でありますだけに、やっぱり事業者におかれても謙虚にこうした問題については対処してほしいというのが、私の率直な気持ちであります。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） さっき答弁をいただきましたが、温排水の問題は、やっぱり閉鎖的な内海ということで、すごい問題があると思うんですよ。外海じゃったら、ある程度は、こう散らばるといふか、温度もそう上がらないと思うんですが、内海というところは、やっぱりいけん、いけんて言うちゃあ悪いかもわからん、湖みたいなものですから、そこへそういうのが出て来るということは、必ず温度が上がって来るわけですよ。今までこういう例というのは、日本国でないわけですから。その辺はちゃっとして、やっぱりある程度の認識を深めてもらうことが必要だと、このように思います。

それともう一点、先月の14日に、私は議会の研修で玄海原発の隣接地である唐津市に行つてまいりました。その中で、原発の安全性、こういう問題をそのこの当局と一緒に議論を交わしましたが、佐賀県または唐津市においても、事故が発生した後の住民の安全対策、こういうことに特別に力を入れているということはわかりました。プルサーマルという発電もあります、それで

2日間をかけて避難訓練をしていると、こういう報告も受けております。このことを裏返して考えてみますと、隣接町においても、原発そのものの危険性を十分に認識をしている、こういうふうを考えられます。こんなことを、今から、この上関に原発をつくったことによって、40年も、50年も、当町としてもこの訓練を続けていかなければならない。言いかえれば、私たちの子供や孫に対して、これだけの負の遺産を残すこととなります。この点について、町長のお考えはどんなお考えを持っておられるでしょうか、お伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほども申し上げましたように、特に原子力発電所ということの性格からいって、一つのこの技術の、いろんなそのかいが集まっているわけでありますから、そこにはやっぱり安全性、信頼性というものが、大前提で確立をされていかなきゃいけないというふうに思っておりまして、その点については、これはもう町、いわゆる隣の町としても大変重大な、我々も動向については関心を持っておりますし、国、県、もちろんしっかり今チェックがされている段階でありますし、もちろん事業者におかれまして、そういった意味ではしっかりと、こういったことが二度とないように対応してほしいということ、今我々は強く求めていきたいと。中国電力に対しても、そこら辺については、住民の不安を払拭をしていくためにも、こうしたことがあってはならんということで、町としての考え方も今申し上げさせていただいております。その上で、これはもう万、万が一、いろんな事態をやっぱり、立地町、それから周辺町いろんな形で住民の安全を二重、三重に担保していくと、こういう観点から、今の訓練等々が実施されているんだろうというふうに思っております。この辺については、十分、今後の一つの、町としても課題だというふうに受けとめておりまして、しっかりその辺については、また話し合いをしていくようになるだろうというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） 特に原発については、上関町に建設をされても、平生町と上関町の間にはバリアを張るわけにはいかないわけですから、もし、事故が起こるとなれば、それは上関も平生町もまったく同じわけですから、その辺は中国電力のこの安全体制においても、無茶苦茶な安全体制ですから、ぜひ町長のほうとしても強力な意見を述べられて、廃止も含めて御意見を述べられていただきたいということで、次の質問に移ります。

次は、風力発電についてでございますが、風力発電で、低周波音、これが今全国で風力発電を設置しているところで、不眠や体調不良を訴える住民の苦情が続発をしております。これは、低周波公害の健康被害として大きな社会問題となりつつあるところ、当町でも、施設付近の住民から、頭痛がするとか、夜眠れないという苦情が寄せられております。私もその音を聞くために、いろんな場所に行って音を聞いてみました。音そのものは場所、その場所によって違いがあ

るんですが、苦情の出ている場所に行って聞いてみますと、1秒から2秒間の間に、何か「ぶっ、ぶっ、ぶっ」というような音が聞こえてまいります。私自身はその音に対して気にならない音なんですが、その音が気になる人はこれは深い苦痛を感じると、こういうふうに聞いております。

今、国のほうでも、環境省は、風力発電施設から発生する低周波音が人の健康に悪影響を与えるかどうかを判断するために、全国調査に乗り出しております。調査は研究機関などに委託して、10年度から、今年から最長4年間を行うとしております。計画では、全国の風力発電施設のうち、低周波音に関する苦情のあるケースを洗い出した後、苦情がある施設の周辺住民を対象にアンケート調査の実施、実際の音の聞こえ方や、心身に与える影響、建物の状況を把握、また、現場の地形や風の状況、騒音、低周波音を調べる現地調査を行うとしております。

国の方針は今述べたようになっておりますが、当町としても、町内に7基の風車を設置しておりますから、国と同じような項目を独自に調査をするべきだと私は思います。また、町民の安心安全の面から考えると、平穩に生活できるように、当町も努力をされるべきだと思いますが、対策そのものはどういうふうに考えておられるのかお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 風力発電の低周波音に対する対策ということで、今質問をいただきました。確かに全国的にいろんな周辺住民から苦情や、そうした心配が出ておるということは、私も承知をいたしております。本町においても、昨年の11月以降に曽根地区の一部の方から騒音に対する苦情、低周波音に対する不安ということが寄せられております。

この件につきましては、施設の管理主体であります日本風力開発と連携をして現状を確認をし、騒音測定等も対応をさせていただいたところでございます。騒音測定の結果は、騒音規制法の基準値以下ということになっておりますが、先ほど御指摘があったように、個人差が、この辺受けとめ方にあるんだろうというふうに思っております。管理主体、会社のほうも引き続き誠意を持って対応するというところでございますので、町としては当然その地元の方との協議と一緒に同席をして、あるいはまた、いろんなその仲立ちをしながら、同社とのですね、対応をして、今日までも解決に努めていきたいということで対応させていただいております。

当然、この日本風力との間で、「騒音振動等、生活環境に影響を及ぼす事象が発生した場合は、適宜必要な措置を講じる」という、同社との確約事項があるわけですから、これに基づいてしっかり企業として、誠意ある態度で対処するように、町としては指導していきたいというふうに考えております。

環境省が、今御指摘がありましたように、全国調査を実施をしております。これから22年度、今年度は詳細調査を行っていくと。それを踏まえて、こういった低周波音が人への影響をどういうふうにあるのかという調査をこれからもやっていくということでございますので、本町と

しても、町としてというのではなしに、この調査を本町でも実施してもらうように、町としてもそのような要請はしていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） いろいろ11月以降の低周波の、いろいろ把握はしておられるようですが、この風車を建てるに当たって、公害防止協定とか、こういうのは結ばれておらないと思うんですが、その辺はこれからどういうふうに考えておられるのか、ちょっとその辺をお教えください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総合政策課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それではお答えいたしたいと思います。

御質問の風力発電施設事業者との公害防止協定の件でございますが、まず、事業者と進出に当たりまして協定を交わしております。さらに協定書以外で、町のほうから申し入れを行いまして、先ほど町長申し上げましたように、騒音振動等、生活環境に影響を及ぼす事象が発生した場合には、適宜必要な措置を講ずる、こういうことを講ずるよう、町から申し入れを行いまして、日本風力開発のほうから、その件については確約をすると、そういう申し入れ、回答を得ております。ですから、公害防止協定にも多分、結べばそういう項目も入るんでしょうけれども、この確約事項において、町としては今後もこういうことに基づいて対応をお願いしていきたいと思っております。以上です。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） この質問は、先般に岩本議員からもあったと思うんですが、私も公害防止協定そのものは、ぜひ結んでもらいたい、こういうふうに考えているんで、その辺の、今からの動向はどういうふうに考えておられるのか、一言でいいですから、よろしく願いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今の両町での進出に当たっての確約事項というのは、公害防止協定と同じ、私は内容を持っておるといふふうに認識をいたしております。

.....

議長（福田 洋明君） 藤村政嗣議員。

議員（7番 藤村 政嗣君） それでは、2点について御質問いたします。

まず1点は、地上デジタル放送の移行についてでございますが、この問題は、地デジの認知度も高まり、対応テレビの普及も順調に進んでいるようでございますが、新たな難視聴地域が町内

各地にあるように伺っております。この地デジの切りかえも、1年、来年の7月24日ですか、この日にちに切りかわるわけですが、時間もないわけですが、この町内における難視聴地域が、かなりあるやに聞いております。このことについて、一つは、アナログ放送が受信できるが、地デジの電波が届かない、対応テレビやらアンテナを建てても放送が受けられないということが判明している地域を、当局はどのくらい把握しておるかということ、まずお尋ねしたいと思います。それから、この把握しておる地域について、今後どのような対応をされるのか。この点をお伺いしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 地デジ放送への移行について、まず難視聴地域についての把握がどうなっておるか。また、その対策はどうかと、こういう御質問でございました。

今、地デジ、県内の地デジの受信機の普及所帯率、所帯の普及率でございますが、この3月末、今年度の、今年の3月末においては81.5%という状況でございます。デジタル放送が受信できない新たな難視地区が153地区指定されております。町内では、佐合島と名切の2地区が新たな難視地区に指定を受けております。

今、この調査は、山口県テレビ受信者支援センター、通称「デジサポート山口」、これを通じて、地上デジタル放送推進協議会が現在も今行っております。町内全域で約10地区ぐらいが対象になっているという、10地区以上が対象になっているという状況でございます。恐らく、これから準備が段々進んでいくと、いろんな受信に対する問い合わせ等もふえていって、もちろん、この今申し上げましたように、デジサポの受信相談体制、これも強化をされていくと思いますが、恐らく町に対してもいろんな問い合わせが来ると思います。しっかりこの辺の、町からもまた連絡を取りながら、情報提供をしながら、しっかり、町として難視地区の把握に努めていきたいというふうに考えております。

そして、今相談のことも申し上げましたけれども、既にこの地デジの説明会、去年の12月に皆さんにも御報告しましたように、町内9会場で19回開催をされておまして、今年度も引き続きこうした相談会の実施、相談窓口の設置、電波測定車の柔軟な運用などによって、迅速かつ具体的な対応を行っていくというふうに言っております。町からも引き続き、この辺については十分住民の皆さんに広報、啓発活動、周知活動を行っていくというふうに思っております。

この地域の対応でありますけれども、こういった新たな難視地区につきましては、総務省、放送事業者による補助制度を利用した受信対策が行われるということになっておまして、いろんな助成の制度も出て来ておりますので、それらを地区の実情に合った形で活用してもらおうという方向で、各機関と協力しながら、町としてもそういう立場で推進をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 藤村政嗣議員。

議員（7番 藤村 政嗣君） 大体の趣旨はわかりましたけれども、結局、総務省が出しておりますケーブルインターネットなんかで見ますと、このパソコンを持っておる方は、そういうインターネットで利用できるんですけども、高齢者とか、そういうその機械を持っていない方、この方が全然わからないわけですね。そういう方をどうするかという問題があるわけですけども、今の難視聴地域といいますか、この地区を見ましても、かなり、あるわけございまして、佐賀地区では、田名地区、それから佐合、名切の一部、それから平生地区にいけますと百済部とか、それから西分、西原、そういうところがかかなりあると思うんですよ。このまま放っておきますと、来年の7月24日になってテレビが映らない、これじゃあ困るわけで、やっぱりそういうその調査は、行政としてどういう方法がいいのか知らんが、調べて、それから総務省に聞いてくれとかいうんじょうて、そういうやっぱり、ある程度行政を交えて、パソコンがない、何も無いというように、知識がないというような方も多いわけございまして、その辺の調査を十分していただきたいというふうに思うわけございしますが、この辺についてお伺いしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまの御質問でございますが、まず、高齢者の方々、特にそういった情報化の今の進展の中に伴い、いろいろな対応をしていかなくちゃいけないというのは十分認識をしております。そういったことで、先ほどお話がございました、来年の7月には当然デジタルに移行されるわけございまして、約1年ちょっとしかございませんので、その辺は国と連携して取り組んでいきたいと思っております。ちなみに、今までにも地デジの相談先とか、また来年の7月には、今のアナログが終了するというお知らせ、周知は、その都度広報「ひらお」とか、お知らせ版でもやっていっております。また、御存じのように、テレビでも最近かなりやっております。平生町も国と連携して、特にこれからも、あと1年しかございませんので、その辺、取り組みをしていきたいと思っております。

いわゆるケーブルテレビへの移行とか、いろんな方策がございまして。今言いましたケーブルとか、また高性能アンテナの制度とか、これの助成制度とか、ケーブルにつなぎ込みをされる方については、今のケーブルの初期費用について幾らかの助成をすとか、この4月からまた新たな制度も国のほうが考えておるようございまして。

そうはいいまして、町としても、あまねく、全国民がこのテレビを見れるというのが原則でございまして。いわゆる、そういったことの取り組みというのは、当然行政としても一緒になって対応して、来年のアナログ終了までに、いろんな相談会とか、また個別の対応で取り組んでいき

たいと思いますし、先ほどお話ございましたように、町内のいろんなケースがそれぞれあると思いますので、先ほど言われました名切とか、百済部とか田名とか、こちらの赤子山の東側のエリアとか、いろんなところが多々出て来ると思いますので、この辺、誠意を持って、国と一緒にやって対応していきたいと思っております。以上です。

議長（福田 洋明君） 藤村政嗣議員。

議員（7番 藤村 政嗣君） 今、誠意を持ってということではありますが、地域によっては、地域のリーダーがしっかりしておるところは、共同アンテナを立ててやってるところがあるわけですね。ひきな例が、佐賀の尾国、小郡地区、これなんかは共同アンテナでやっておるということで、補助のほうもかなり優遇されておるといふうに聞いております。補助的なものは、ケーブルテレビ会社との交渉で、これは電気屋さんがよく知っておるんですが、まだ余り公表されておりません。総務省へ聞くと、当たり前な事しか言わんのですね。電気屋さんに聞くと、かなり優遇されたような方法があるらしいんですよ。それを今いうと、つける人が反発を受けるということと、余りないらしいんですけども、そういうことも考えて、やっぱり地域のリーダーとか自治会長とか、そういう方を利用して、その難視聴地域をつぶしていくということが必要じゃないかというふうに思います。この件はこれで置きたいと思いますが、次の2番目の農免道路の平生南線の開通について御質問をいたします。

平生南の農免道路でございますが、これは曾根の防地峠から佐賀大田の農免農道でございます。平生南線ということではありますが、農免農道は今2本ございまして、平生中央線、平生南線というふうでございます。佐賀の大田までにつきましては、今年の5月21日から開通したということでございますが、交通量が、やっぱり開通をしますと、通勤者が多く、安全対策が必要と思うわけでございますが、このことについてお尋ねをいたします。現在、大田まで開通しておりますけれども、交通規制や、警戒標識等が、カーブミラーはありますけれども、交通規制なんかがないわけございまして、非常に高スピードで通勤者が多くなったということでもあります。この辺の設置をどのように考えておられるのか、まずお尋ねしたいと思います。それと同時に、この施工につきましては、県が施工したわけでございますが、負担金は町から出ているわけございまして、この引き取りの道路状態といいますが、農道で取るのか、それから、町道で取るのか。この辺によって、交付税の基準財政需要額が莫大違うわけですよ。大きな道ですから、農道と町道で、大きく違うわけでございますが、この辺の引き取り方の今後の対応といいますが、町道でいけば町道認定やらんにゃいけんということが起きて来るわけでございますが、この辺はどう考えておられるのか質問いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 農免道路平生南線に関連をして、交通量がふえて、速度規制についてど

うなっておるかということで、まず1点目でございますが、おかげさまで、この5月21日に供用開始ということになりました。平生町と町の南部と中心部を結ぶ幹線道路ということで、開通が待ち望まれておりましたけれども、ようやくここに供用開始ということになりました。これから人と物資の流通の円滑化、集出荷等の大幅な時間短縮が図られることから、今後の農免道路であります、農業振興の発展が期待をされているというふうに受けとめております。

そこで、早速通行量もふえて来ておるということでございますが、速度規制等については、これは、公安委員会等で規制ということはなかなか難しいわけでございますから、そのかわりに代替案として、安全速度40キロ、こういう補助標識を設置をしていきたいと、補助標識、いうふうに考えております。これは、この第、その標識の1基工事といいますか、7月上旬に発注を予定をいたしておりますが、4基程度この設置をしていきたいというふうに考えております。

それから、町道としていつ認定していくのかと、これにありますように、基準財政需要額に跳ね返ってくるということで、影響があるわけでございますけれど、農道としての指定用途があるので、これすぐ町道認定、町が一応受け取りは、移譲を受けますけれども、町道認定とはすぐにはなりません。できるだけ、これから県と協議をして、どの段階で認定していけるかということとを協議をしていきたいというふうに思っております。

ちなみに、今回の延長部分について試算をいたしますと、全体でいきますと農道延長、今、21年度の算定基準でいきますと、農道延長1万5,936メートルに対して、財政基準需用額が136万5,000円、1メートル当たりで約85.6円ということのようでございますが、今回のこの譲与を受けた分を入れますと1,780メートル加算しますと、ふえるのが17万円ということのようございまして、町道認定すれば、これが197万円ということにふえてくる、試算によりますと、状況でございますから、この辺については、できるだけ状況判断をしながら県と協議をしていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 藤村政副議員。

議員（7番 藤村 政嗣君） 今、農道と町道では、10倍ぐらい違うんですけども、初めに防地峠から県道佐賀小付近の町道にしておりますが、これは、町道として認定されておると思うんですが、この件が大田まで行くわけですから、町道認定が難しいというのは、ようわからんですけれども、どういう理由かちょっと教えてもらいたいんですが。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総合政策課長がお答えいたします。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それでは、お答えいたしたいと思います。

御質問の農免農道平生南線でございますが、先月5月に県のほうから1,780メートルの譲

与を受けております。その譲与の契約の中に指定用途ということがありまして、当然農道で整備してありますので、農道として使わなければならないということで、その契約書の中に指定用途に供さなければならないということがありまして、その指定期間につきましては、契約締結日から処分制限期間が経過するまで、引き続き指定用途に供することということがありますので、当面はその農道としての管理になると思われまます。

先ほど言われました、その県道から、いわゆる曾根につながる現在町道認定しております農免農道、以前の農免農道につきましては、当初はこういう形で受けておるように聞いておりますし、数年間経過後に、その町道認定したようでございます。以上でございます。

.....
議長（福田 洋明君） 田中稔議員。

議員（5番 田中 稔君） それでは、私のほうから上関原発に係る交付金、補助金の獲得への姿勢ということで、町長にお伺いしたいというふうに思います。

上関の原発につきましては、今回3人の議員から質問が出ておりまして、まさにその上関原発オンパレードというような現状でございます。といいますのも、予定ですと、今年度2010年度工事着工と、2015年に運転開始ということで、もうどん詰まりになってると。この計画どおりに事が運ぶかどうかにつきましては、いろいろ事情がございまして、反対運動等ございまして、予断を許さないところでございますけれども、我々としてもしっかり見守っていきたいというふうに思っております。

反対運動の理由というのはいろいろあるようですけれども、主たるものは、安全性に対する危惧、それから自然環境への影響、漁業補償等もこの中に含まれるかもしれません。一番この肝心なこの辺につきまして、国、県、あるいは町から、あるいは中国電力から、公式に我々その「大丈夫なんだ」と、「だからやらせてくれ」とかいうふうな話を聞いたことは余りないんですよ。2年前くらいでしたか、柳井で資源エネルギー庁の方がお見えになりまして、中国電力の方もいらっしゃったかと思えますけど、説明会がございました。私は出席して話を聞きましたけども、その中でも安全性についての説明は余りなかったような印象を受けております。ということでございまして、ちいと説明が足らんなあというふうに私は実は思っております。

ということではございますけども、町に対して安全性、環境への影響等について聞くつもりはございません。前置きがちょっと長くなってまいりましたけど、言いたかったのは、説明がほとんどないと。次も、その、要するに交付金、補助金につきましても、経緯の説明だとか、どういう動きがあるかということについても、ほとんど私は聞いた覚えがないんですよ。だから、安全性、環境への影響、それから交付金、補助金についても、ほとんど説明がないと。だから、皆さんその心配になって、もうどん詰まりになって、何が起きてるんだろうかというふうな気持ち

になって来るのだと私は思います。

安全性、環境問題と補助金、交付金につきましては対をなすものでございまして、住民のその不安を払拭するためには、これは対になって、ぜひともこれは説明をいただきたいなというふうに思っております。これは、それぞれのその役割に応じまして、国が説明するか、県が説明するか、あるいは町が説明するのか、あるいは電力会社がやるのかといったようなことは、恐らく役割分担としてあるかと思えますけど、この辺の説明を、隣接町である平生町に対しても、柳井は知りませんが、平生町に対してもほとんど説明がない。つまり、皆さんこの問題から逃げてるような気がしてしょうがないということで、私からは、町に直接関係がある交付金、補助金について説明を求めたいというふうに思います。

そこで、補助金、交付金につきましての質問、3つ、実は上げました。まず1つは、各種の交付金、補助金の確保について、町長の対応方針。これは、早く言いやあ、もらうつもりなんですか、どうなんですかと。それから2番目、各種交付金、補助金の交付に対する申請作業の進捗はどこまでいったのか。それから、今までの動きと将来の進展の、その展望はどう見てるかと、といった3つについて説明を受けたいというふうに思います。

まず1番目の町長の対応方針ということでございますけれども、実はこれ調べてみますと、たくさん交付金、補助金があります。担当も違うようでございます。それぞれについて当町に権利があると思われる分について質問を受けたいというふうに思います。

それで、まず1つ目は、電源立地初期対策交付金というのがあります。これは、実は、もう交付金を受ける盛期、一番その金額が多い時期がもう過ぎております。1期、2期、3期と分かれてるそうございまして、今は3期に入ってるそうです。3期になりますと、周辺の市町、全部で合わせて1億円弱、まず1億円までいかない金額。その前の2期ですと、10億円をちょっと欠けるぐらいの金額がもらえる予定であった。私が間違ってたかったら、そういうふうにあったと思います。これは、本町に権利があったと理解してよろしいんでしょうか。なぜ、あったとしたら、なぜもらえなかったんでしょうか。交付申請の動きをやったのか、やらなかったのか等について、これはぜひお聞きしたいというふうに思います。

それから次の、電源立地促進対策交付金というのが実はありまして、これは一番その皆さん御承知のことと思えますけども、1期当たり72億円、あるいは七十一千何億円といったような計算になるようございまして、大体72億円。これは2期でございまして、周辺市町の取り分として144億円という金額が計算上はあります。もちろん、これはその周辺の町で分けるわけございまして、平生町に何ぼ来るかというのは、必ずしもわかりません。

今現時点で周辺市町のどこが含まれるかというのが、これはわかっておりません。したがって、公式にはどの町と、あるいはどの市と共同歩調で動けばええのかというのは、本当いいますと、

公式にはわからないはずですよ。だとしたら、平生町単独で動くしかないじゃないかということにも、実はなるわけございまして、そうした意味でいって、平生町としてどういう動きをされてるか。実はほかにもいろいろあります。質問趣意書の中に何ほかこう上げました。もらえそうなやつを随分上げました。これ、一個一個、もらうか、もらわないかっていうぐらいの返事でも結構でございます。もらうつもりであるか、もらうつもりでないのかと、そのぐらいの返事で結構でございます。ただし、私一つ勘違いしておりまして、原子力発電等周辺地域交付金というのが実はあります。これは、町のほうまで金が回って来ないようございまして、これは県に行く金みたいですから、これにつきましてはお答えにならなくて結構です。ほかにもその、あるんではないかというふうに思いますけれども、私の調べた範囲では、趣意書の中にあるような項目のものが見つかりました。ほかにあれば御紹介いただければというふうに思います。

それから、2番目ですけども、作業進捗状況について。上で述べたように、各種交付金、補助金がいいろいろありますけれども、それぞれの担当が、国だとか、そのあるいは電波振興何でしたっけ、といったようなところもあるようですけども、担当セクションがどうも違うみたいなんですけども、いずれにしても、交付金、補助金をもらうためには、何をやるから金くださいというふうに、その申請をしないとイケないんだと思います。この申請の作業の進捗がどこまでいってるのかということをお聞きしたいと。

それから、最後ですけども、今までの動きと将来展望ということで、これはちょっと趣意書がちょっとあいまいでございまして、少し趣意書からあいまいでございまして、どういうふうに受けとめられたかは、ちょっと私もわかりませんが、本件はどういう動きを町長としてされたのかということですから、多分通告なしでもお答えいただけるんじゃないかというふうに思いますんで、ぜひこれはお答えいただきたいというふうに思います。

最後ですけども、町長は今月の広報に「町と議会」という一文を載せておられました。町と議会というのは、双方で牽制し合うことも必要ですけども、議会というのは、町長と同じように二元性ですから、町民、住民に対して、結果的に負うわけですよ。そういう意味では、今のこの原発の問題につきまして、途中の経緯だとか、何をしたというふうなことを報告がないと、急にある日突然こういうふうになりましたということでは、議会として責任持てんわけですよ。そういう意味で私はこのしつこく聞いておるつもりでございます。ぜひお答えをいただきたいというふうに思います。以上です。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午前11時15分からとします。

午前11時04分休憩

.....

午前11時15分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 補助金、交付金に対する対応ということで何点かございましたが、まず最初の電源立地等初期対策交付金についてどうだった、権利はあったのかどうだったのかと、申請はしなかったのかと、こういうことでございます。まず、隣接町について、隣接市町については、これは御承知のとおり、もうあくまでも、物理的にこの近くだからということではなしに、やっぱり県なりの裁量にゆだねられている部分があります。国、もちろん国や県、そして周辺市町の調整によって、いずれの隣接市町整備計画に組み入れるかで判断がされていくというふうな受けとめております。

特に今そういった意味では、県の裁量ということになるんですが、最初ありましたように、電源立地等初期の対策交付金については、これは、もともとは県と立地が予定される町、立地可能性調査が開始の翌年度からということで、これはもう昭和59年からスタートしております。これが1期、2期目が平成7年から始まって、平成17年からもう3期ということでございます。先ほどありましたように、それまでは県と立地予定地と、周辺はなかったんですが、平成16年から隣接市町が加えられたということございまして、もう既にこの交付金については、県と上関町で活用されてきたという流れがございます。隣接町を含めたけども、じゃあその分が、今度ふえた分だけ交付金がふえるんなら、これは、我々としても当然その話はしなきゃならん場合、ケースもあったのかもかもしれませんが、これはもうそのままの予定どおりでいくということでありますから、これはもう既に3期対策にも17年度から入るというようなこともありまして、一定の交付限度にも変更がなかったということで、上関町に対する配慮ということで、恐らく調整が行われなかったものというふうな受けとめております。したがって、平生町は交付対象ではありませんので申請もしておりませんし、柳井市も同様の立場になって交付対象になっていないということでございます。

それから、電源立地促進対策交付金、これは御指摘のありましたように、当然、特に陸域の隣接ということもありますから、対象となると思われまして。したがって、県に対しては早急に隣接市町を決定をするように要請をして、今日まで参っておりますし、これからもそういう立場で要請をしていきたいというふうな思っておりますし、いろんな事業につきましても、平成19年から各課でこういった交付金の対象事業、こういうものも含めて、いろんな事業の検討はされて、今日に至っておるという状況でございまして、いろんな要望等についても集約をさせて、一定の集約をさせていただいております。

ただ、これは先ほどもありましたように、まだ隣接の、どこまでの範囲で、どういう交付金額になるのか、これは不明であります。したがって、ここら辺がある程度明確になってこないと、

具体的な事業、それとのかかわりでの事業をどこまで展開をしていくのかということに関連をしましてまいりますから、その辺の心づもり、準備だけは我々も一方で進めておるとい状況でございます。それから、それはもう、今の受けるために、交付金を受けるためにどの程度準備が進捗しておるかということとのかかわりにもなりますが、今申し上げましたように、そういう形で、この立地対策交付金については対応していきたいというふうに思っております。対応してまいりましたし、これからもそうやっていきたいということでもあります。

それから、電源地域産業育成支援補助金、これは21年度をもって事業廃止となっております。

それから、4番目の電源地域関連施設等整備事業、D補助金、これは、町または第三セクター等がいろんな研究開発施設とか何とかつくった場合ということで、これは経済産業省に公募して応募するという形のものでございます。これは、ちょっとなかなか対象になるような物は見当たらないという状況ですから、これは今念頭にございません。

それから、原子力発電施設等周辺地域交付金、これは隣接として、指定を受ければ対象になるというふうに思っておりますから、これはただし、着工後ということになりますが、この辺についても、これは電気料金等が反映する分でございますので、そのつもりで考えております。

それから、電力移出県等交付金について、電力移出県等交付金相当部分、これは今までもそうですが、県内の発生量と県内で消費量との差があって、いろいろ計算式あるんですが、市町村枠が発生をすれば県を經由して交付されるというものでございます。柳井火電の関係で、今までも受けた経緯はございます。これはこれで、また、今からの、これも着工後ということになります、とにかく県による隣接市町の指定というのが大前提になるかというふうに思っております。

こういう状況で、これらについてもしっかり我々も把握をしながら、今対応をさせていただくつもりでございます。今後については、まだ想定できませんけれども、上関のやっぱり動向を、まず一番に踏まえて、動向を見ながら、県とも十分協議をしながら、隣接がどこまでかわかりませんが、想定できるところにはいろいろ連携を取りながら適切に対応していきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 田中稔議員。

議員（5番 田中 稔君） お答えいただきましてありがとうございます。ちょっと私の見解と違うところもあるようなんですが、まず一つが、思いついたところ、済みません、申し上げます。原子力発電等周辺地域交付金というのは、先ほど言いました、これは県に対する補助金でして、これは多分平生町、あるいは周辺市町にはおりて来ないんじゃないかと私は思うんですけども、これは、済みません、趣意書の中にはこういう項目を上げておりますけれども、よくよく調べましたら、これは市町までおりて来ないと。県に行くお金だと。そうですか。思い違ったら申しわけありません。

それから、電源地域産業関連施設等整備事業、D補助、これは、その対象とすべき事業が見当たらないということだったんですが、これはちょっと私情けない話だと思うんですね。もうちょっと、これ、三セクまで含みまして、あるいはその電源地域っていうのは、平生町も電源地域になっているわけですけども、その電源地域に対する企業立地促進といったような項目もテーマに入ってるわけですね。だから、これでテーマが見当たらないというのは、ちょっと私情けないと思うんですけどね。

それから、電力移出県等交付金、これはもう、もらうつもりということでもよろしいんですね。山口県は対象になってるようでございます。一部、中央政府のほうで減額するという動きもあったりなんかして、それに対して二井知事もほかの県と一緒に「減額してくれるな」という申請書を出しておられるようでございます。したがって、山口県も対象になっているというふうに私は理解しております。ぜひこれも、この辺も、これ大きな金額に多分なると思うんですけども、ぜひお願いをしたいと。

それから、周辺の市町と、何ですか、連絡し合いながらというお話でしたけど、先ほど私質問でも申し上げましたように、どこが周辺なのかというのが決まってないわけですね。陸続きの柳井、平生っていうのは、多分入るだろうっていううわさが随分あちこちありますけど、ほかにどうなんだと言われたときに、答えはないわけですね、今のところは。そうしたときに、田布施と相談していいのか、悪いのかと。柳井は相談してもいいのかもかもしれませんが、ただ、その言えることは決まってないと、公式に決まってないという観点からしたときに、平生町単独で動くしかないんじゃないですかね。私はそう思うんですけどね。だけど、その何度も繰り返しますが、そういう見解、公には言えないことなのかもしれない、いや、言ってほしいんですけどね。どういうふうなことを少なくともやって来た、どういうふうなことをやるつもり、この項目についてはもらえそうであるか、もらえそうでないかといったようなことは、先ほど言いましたように、議会側も共同責任で、その、町の人たちに結果的に負うとすれば、途中で相談してほしいんですね。言っちゃあいけないことまで、その議会に言ったときに、議会に「この件については言うてくれるな」というふうに言われりゃあ、多分言わないと思うんですけど、それはちょっとわかりませんが。ええですよ、言うっちゃあいけんことは、言わんでもええですけど、言ってほしいことまで言うてないような気がしてしょうがないんですけどね、私は。ともかく、動きが非常に見えづらいということで、この辺、町長の今までの、余り言って来られなかった理由、これからどういうふうにするつもりか、ぜひ伺いたいと。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 交付金等についての対応については、十分これからも、まだ、先ほどありましたように、隣接を早く対象を明確にさせていただく。その場合の全体像はどうなって、個々

の市町がどうなっていくのか。交付基準等についても、県としての考えをしっかりと示すように求めていきたいというふうに思っております。これはもう、引き続き、町としてやっていきたいというふうに思います。それから、個々の、今ありましたものについては、交付金については、総合政策課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それでは、お答えいたしたいと思えます。まず最初の、原子力発電施設等周辺地域交付金でございますが、こちらは、まず交付対象者は原子力発電施設の所在する市町村及び隣接市町村を域内に有する都道府県が、まず対象になります。国がそれら都道府県に交付しまして、その交付したものを所在市町村あるいは隣接市町村等に交付という流れになっておりまして、通常この原子力発電施設等周辺地域交付金につきましては、電気料金の割引制度として利用されているのがほとんどだと聞いております。

それと、電源地域産業関連施設等整備補助金、いわゆるD補助金でございますが、こちらにつきましては、企業立地促進法の規定に基づきます国の同意を得た基本計画、これを当然山口県もつくっておりまして、その県の計画に平生町も属しております。それで、平生町内の工業系のその用途地域、工業専用地域、工業地域、準工業地域でございますが、そちらの地域に企業立地等円滑に進めるために、先ほど町長申し上げましたように、研究施設であったり、人材育成施設であったり、そういう物が設置できるということで、こちらにつきましては、経済産業省が窓口となりまして、町なり第三セクターが申請をするということになっております。

それと、電力移出県等交付金につきましては、こちらは山口県でいいますと、県内の発電した電力量と、県内で消費した電力量の差、それが移出電力量ということになります。その移出電力量に交付単価を掛けまして、交付限度額が発生します。こちらは、一義的には都道府県がもらえるものであります。

そして、先ほどありましたように、市町村枠というのがありまして、交付限度額の一部を都道府県が所在市町村、隣接市町村に交付するということになっておりまして、こちらは、計算式ございまして、毎年必ず確実にこの交付金部分が発生することとはなっておりませんで、年々の発電量、電力量の差によりまして交付があったり、なかったりする場合がございます。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 田中稔議員。

議員（5番 田中 稔君） 個々の項目について説明を受けるつもりなかったんですけど、いづれにしても説明いただきましてありがとうございました。

もう一つ重要なことを確認するのを忘れまして。電源立地等初期対策交付金、これについては、先ほど言いました1、2、3期と、3つに分かれてます。私もその資料をつらつら眺めてみるに、

これ、古くないと思うんですけど、期間1、期間2、期間3と分かれておりまして、期間1が、調査開始からいつまでというのは、ちょっと今わからないんですけど、年間1.4億円。それから期間2が年間9.8億円、これ限度額です。これだけもらえるという話ではないです、限度額です。期間3が0.8億円、年、という数字がここに出ております。実は問題視しておりますのは、今上関につきましては、期間3ということになってます。額ががっくり減ってるわけですね。これは、交付金を、現実の話としては周辺の市町が分けるという形になってるはずですが、問題は、だから、周辺の市町ってというのが、どこまで入るのかというのが決まらなきゃ、分けようがないわけですね。言いたかったのは、一番最盛期、一番たくさんもらえる時期のときにアクションがなくて、減額された今になって動いたって、もうどうしようもないわけですね。だから、私問題にしたいのは、2期、1期、2期、額が多いときに何でやらなかったんかと。平生町も御多分に漏れず財政不如意のはずです。こういったお金がいただければ、大いなる助けになるはず、なっただけです。なぜやらなかったのかということ、まず一つお聞きしたいと。

それから、先ほどD補助じゃなくて、D補助か、D補助じゃなくて、済みません、D補助じゃなくて、原子力発電等周辺地域交付金、これを私は県に対する補助金だというふうに申し上げ、私がしゃべった範囲ではそうでした。これ、本当にそうですね。いや、ごめんなさい、町に来るんですね。この辺をちょっと確認したいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 初期対策交付金につきましては、先ほども御説明を申し上げましたとおり、1期、2期がスタートする時点は、県と上関町で、その2期目が平成16年なんです。16年に改正がされて、今度は隣接ということが入って来たということですから、もう、これは県と上関町さんが、この初期対策交付金については活用されておると。そのときは隣接町には入っていません。その3期というのは、今おっしゃるように8,000万円が対象というふうに聞いておりますけど、これはやっぱり今までの立地の初期の段階からの流れを踏まえて、県としての判断があったものというふうに思っております、この点については、先ほど説明したとおりであります。後は先ほど課長が答弁したとおりです。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） それでは、男女共同参画の取り組みについて質問をいたします。

この取り組みの流れは、1975年の国連の国際婦人の年から始まり、1979年の女子差別撤廃条約、1995年の北京で開かれた「第4回世界女性会議」へと続いています。日本でもこの流れに押され、1999年に男女共同参画基本法が生まれ、今日に至っております。今年には第3次男女共同参画基本計画を策定する節目の年でもあります。国内6カ所で策定に向けての中間

整備の報告会があり、4月にエソール広島での公聴会には、私も参加いたしました。

その内容はと申しますと、これまで共同参画は、働く女性のための政策であるという誤った印象を与えてしまったこと、10年の間思ったほど進展が見られなかったという反省のもとに立ち、男性にとっての男女共同参画の必要性や、さまざまな困難を抱える人々の対応に力を入れたいとしております。

男は仕事という固定的な意識により、仕事を失った男性の自殺者の増加や、いまだに1%以下という男性の育児休業の取得という現実、独身男性の増加から、4人に1人が独身の方が介護を、親の介護を担っているということ、父子家庭の子育て問題など、男性にとっての共同参画を考へることが、今大事になっています。これまで、育児、介護、非正規雇用など、女性の問題であったものが、少子高齢化の進展や経済のグローバル化の波により、男性にも押し寄せて来たため、ますます大きな課題となっております。

そうした状況の変化の中、県の基本計画も次のステップに入り、平生町でも「第2次平生町男女共同参画プランのための住民意識実態調査」が始まったところです。町内と役場内は、この10年でどのように変化したと考えておられるか、町長の現状の認識をお聞かせください。特に、役場内で男女の役職の比率や、仕事内容、配置において、男女平等になっているとお考えなのかも含めてお尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 男女共同参画の取り組みに関連をして、町内、それから役場の現状はどうかと、こういうことで御質問をいただきました。

国のほうの流れ、県の流れ、それから町の参画、男女共同参画プランの2次の策定に向けた流れ、今細田議員のほうから御説明があったとおりでございます、そこに向けて、今町では「ひろげよう男と女」連絡協議会、あるいは町の若者を中心にしたメンバーで、いろいろこの辺の策定委員会を中心に、この策定準備等に当たっていただいております。敬意を表したいと思っております。

ちょうどこの10年前と比べてどういう状況かということでございますが、先般、昨年実施をいたしました、第四次の総合計画の策定時にアンケート調査を実施いたしました。その「平生町まちづくりアンケート」の中で、男女の役割分担についての設問がございました。前回、平成11年のとき、ちょうど10年前でございますが、実施した同様の調査を実施しておりますが、男は仕事、女は家庭という考え方において、賛成の方が9.4ポイント減少をいたしております。また、女性の社会参加、参画、それから男性も女性と同等に家事、育児、介護等の責任を分かち合うこと、それぞれ反対意見が、反対、そういうものは反対という意見が、前者の場合は5.4ポイント、後者の場合は7.8ポイントと減少してきております。徐々にではありますが、

男女共同参画への認識といいますが、そういうものが浸透してきているのかなというふうにも思っておるところであります。

そういう町全体の流れ、それから先ほどありましたように、男性にとって、この女性、男女共同参画、特に男性の参画が必要だということで、平生の場合もそうですが、今日まで、先ほど言いました「男と女連絡協議会」等も、男性の会員の方が参加をいただいて対応していただいておりますということで、裾野が広がることを期待をいたしておるところでございます。

また、審議会等の女性の登用率を今ちょっと見ておるんですが、これはちょうど10年前と比較をしてみますと、約2.2%登用率では上昇をいたして22.7%。それから、審議会に、あと委員会、協議会等、いろいろ全部ひっくめてやりますと、この平生町のプランの具体的目標でありました30%を超えて30.1%と、ぎりぎり超えておるとというのが、今日の現状であります。

ただ、町の職員の関係で申し上げますと、今、管理、男女の割合でいきますと、班長以上まで含めると30%、こういう形になっております。30.2%と（発言する者あり）御無礼しました。失礼しました。前回は30.2%で今回が、今回っていいですか、平成22年度、21.4%と、約9%ぐらい、この数字でいきますと下がってきておるとい状況でございます。女性の職員全体の士気の問題もありますし、特に女性の登用については、しっかりその能力が発揮できるように、これからも人材育成面も含めて、積極的な登用に、やっぱり努めていかなければいけないというふうに考えておりますので、こうした現状等も十分認識をしながら、これからの人事の問題を含めて、生かしていけるように対応していきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 今、意識は段々変わりつつあるという、まちづくりアンケートの調査結果をおっしゃいました。先日、私たち委員会で視察に行った豊後高田市の例なんですけれど、ふきが農事組合をつくる時に話し合いをしたと。話し合いをするときに、どうしても一家の代表として出るのは男性である。何回も話し合いをしたんですけど、その何十人という男性が集まってやるので、どうしてもその何ていうんですか、殺伐としてきて、アルコールが入ったり、言いたいことを乱暴に言ったりして、もう大変な思いをした。これで女性が入ってくれたら、また全然違ってたのだろうというお話がございました。あと組合の運営のほうには、女性にもしっかり入ってもらって登用したというお話がございましたけれど、どうしても代表となると男性が多くなりますし、物によっては、その性の偏りがあると思います。

先ほどの、班長以上が以前30%、今20%ぐらいというお話がございましたけれど、これは主に保育園とか幼稚園とか、そういったところが入るからだと思うんですが、いかがでしょうか。今、見れば一目瞭然のように、女性の姿は1人もいないと。そういったポストに、今いるべ

く女性がいないのかもしれませんが。いないとしたら、それはどうしていないのかというあたりも考えていただきたいと思います。女性の能力を引き出すというお話がございましたけれど、いろんな役職に就いたための研修というのが結構あります。他の市町村との交流なんかも、その役職についているがための研修で結構あるんですけど、ひらの場合は余りないんじゃないかと思えます、男女ともね。そういったところの引き出し、能力の引き出し方もこれからは必要だと思えますし、人事考課の内容をちょっとお伺いしていいですかね。能力と業績の評価で、昇進とか、それから配置転換とかを決めてらっしゃるんだと思えますけれど、こういった方向で人事考課されているか。男女にとって、それが多分平等になるようには考えていらっしゃると思います。でも、どういうふうにやってらっしゃるのか。例えば、女性と男性を分け考えられているのか、全然考えずに、もうシャッフルして考えられているのか。

そういった問題と、各課には女性は2人と3人とか、この1階、それから向こうの政策調整室なんかは、女性が補助的にならざるを得ないような方向になってるのかなという思いもいたします。いろんなところを、女性もその回って、能力を磨かないといけないんですけど、何分今人数が少ないから、なかなか難しいとは思いますが、やはり皆さんの能力を引き出していくというのは、今から、小さい人数だからこそ余計必要ですし、また地域に応じては、顔の見える間柄だからこそ、どうやって女性の力、そして男性の力を発揮してもらえるような環境をつくるかっていうのが共同参画の目的ですので、そういった思いで、また今回のプランもつくられると思います。そのあたりの課題とか、どうやったらいいという方針をお持ちでしょうかというお話と、それから、先ほどの議案第3号の職員の育休等に関する条例の一部を改正する条例の説明がございました。先ほど申し上げたように、男性の育休は1%以下、全国で。日本、日本じゃなくて、平生町では多分ないんじゃないかと思うんですけど、そういった育休を取りやすいような環境に、今からどうやって持って行くかっていう話もあると思います。

先日、山口県で3番目に育休を取られた方のお話を町長も聞かれたと思うんですけど、なかなか、こう変人扱いされて大変だったとか、上司の理解がもちもん必要だったとか、そういった、取れる、声を出せる環境づくりが、まず必要だと思うんですよ。平生町がそうなってるかどうか、そのあたりのことも含めてお願いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） なかなか耳の痛いこともございましたが、人事考課につきましては、今からこの導入をしていこうと。まずは、管理職からやっていこうということで、具体的な中身については、もし必要であれば総務課長のほうから答弁させますけれども、導入を図っていったら、人材のしっかり育成にも努めていきたいというふうに考えておるところであります。

それから、女性の、やっぱり職員の職域、職場、こういうものを、業務というのもの、やっぱ

りできるだけ拡大をしていって、研修の話もありましたように、研修機会を積極的に確保していくように努力していきたいというふうに思いますし、そういった全体の環境整備といいますが、そういうものも心して対応していきたいというふうに思います。

育休等についても、この機会に、また職員等にもまたお話をさせていただきますが、私も先般のお話を聞いて、いろんな意味で共同参画、私、東京のほうでは区長さんが育休を取られたという話もあります。 、 、 ございます。これであれですが、これでまた一つのはずみになればというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 今までも積極的に取り組んでいただいているということは評価いたします。ただ、国においてもなかなか進んでないので、積極的に改善措置を施そうかという話もあります。積極的に、こう何%どうしていくってというような形で、今、3割ということを進めておられます。3割は、審議会なんかはクリアしているというお話でしたけれど、その3割を4割、5割に、どちらかの性が4割以上っていう形に上げていくってということも考えておられるかどうか。後はもう、これからの取り組みの熱意をお伺いして、この質問の最後といたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 御指摘のように、目標が具体的に掲げられておりますから、これからも、今から2次のプランが策定をされていくと。これをやっぱり一つの大きな、我々としても指標として、これから取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） それでは、住民主役のまちづくりの方策についての質問に移ります。現在、少子高齢化や市民の価値観の多様化、複雑化などに伴い、公共サービス利用の増大と、国、地方ともの財政力の低下により、すべての公共サービスを自治体で担うことは困難になっています。このため、だれもが生き生きと安心して暮らし続けていける地域社会を目指して、人々の暮らしにより近い自治体に、できるだけ行財政の権限を移し、住民の参加、参画によって、地域をもっともふさわしい公共サービスが多様な形で展開されるよう、分権型社会を目指す取り組みが進められています。

人々が地域で安心して暮らしていくための基本のラインは自治体で整備するのはもちろんのことだと思いますが、その上に、より暮らしやすい地域づくりを住民の手で行うことが、今求められていると考えます。お任せ民主主義では立ち行かなくなった現状をみるにつけ、私たち議員も襟を正さなくてはいけないなと思いますが、住民自治の大切さは、これからますます大きくなることと思われま。

今回の平生町第四次総合計画のためのまちづくりアンケートの随所に、その考え方があらわれ

ているように思っております。目指すべき新しい平生町をつくっていくためには、まず、まちづくり基本条例なり、自治基本条例なりをつくり、そこを出発点として、住民と協働のまちづくりから一歩進めて、住民主役のまちづくりを進めていく時期が来ていると考えます。

山口市では、今年度各地区に予算をつけたと聞いております。住民に近いところに財源を移し、地域のニーズに合ったサービスが提供できる仕組みづくりには、まず条例が必要と考えております。

町長も合併協議のときに、地域を守るために、山田私案を考えておられました。私も北海道ニセコのまちづくり基本条例について、2006年に質問しております。これまで先進地事例などの研究や情報の交換はされているのでしょうか。住民主役のまちづくりを進めるための条例づくりの進捗状況を、まずお尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まちづくりに関連をいたしまして、自治基本条例、まちづくり条例、この辺はどういうふうになっておるかということでございます。自治基本条例にしる、まちづくり条例にしても、そういう形で、一つの条例という形で対応していくというのは大事なことだと思っております。条例の制定に向けた取り組みを引き続き行っていきたいというふうに考えております。御承知のように、町内におきましても、総務課、機構改革を実施をいたしまして、地域活動推進班を中心に、今いろんな、庁内会議をこれから設置をしていきたいというふうに考えております。

先ほど御指摘がありましたように、山口市等の事例等についても参考にさせていただきながら、やっぱり今もありましたように、地域の主体性、より近いところでどういう形で、しっかりした住民自治の体制をつくり上げていくかということ、やっぱり大きな課題だというふうに思っております。私も私案を発表させていただきましたけれども、やはり、そういったイメージで、できるだけ地域協議会的なところが、しっかり地域で活動できるようにしていくと。そのための体制をどうつくっていくのかということ、これからも、今ちょうど第五次の行革大綱にも、まちづくり条例の制定に向けて取り組んでいきたいということの中に入っております。それに向けて努力をこれからもしていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 地域活動推進班を中心に取り組んでいきたいというお答えでございました。山口市は、今始まったばかりで、ちょっと今混乱していると。その中に、議員としての、議会としての責務なんかは抜けて、ちょっと反省のところが多々あるというふうに、山口市議の知り合いが申しておりました。こうしたいろんな先進地事例を参考にしながら、よりいい、平生町に条例ができるように願っておりますけれど、まずその、この前のまちづくりアン

ケートの結果からでもですが、自治会が主体となると思います。単位としては、自治会が主体、単位となると思います。とすれば、その今の自治会では、大きさとか活動に随分開きがございますので、地区によって常会をしているところもあれば、総会もないようなところもある、年に1回しか顔を合わせないようなところもあるというふうに、かなり温度差というか、中が違っております。まず、それをどうしていくかというあたりの考えも要りますし、条例の中に住民の責務としてそういった自治会に入るといった項目がまずないと、きちんとした条例ってというか、実効のある条例にならないのではないかと私は心配しております。

今、自治会に入っていない方もいらっしゃいます。いろいろ先進地の事例を調べてみますと、そういったものに入る、入らなくてはならないという条項を持っているところもあります。そこがまず出発点だと思いますから、そういったことも考えておられるのか。また、その自治会をどういうふうにしたら、きちんとした単位の自治会として活動できるようになると思っていらっしゃるのか、そのあたりのタイムスケジュールをお持ちでしたら聞かせていただきたいと思います。自治会の再編と全加入についてお願いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 自治会につきましては、とにかく自治会の今年度からも、先般も、行政協力員会議を実施をいたしましたけれども、自治会を中心にいろいろ地域活動ができるように支援をする助成の制度についても、できるだけ今回も広げさせていただいて、より地域活動が活発に行われるようにという形で、今自治会の活性化ということを対応しておりますし、同時に、もう既に佐賀とか、それから曽根もそうですが、自治会連合会、確かにおっしゃるように、毎年変わっておるともありますし、ずっと世話をさせていただいてるところもありますし、温度差が確かにその中でありますけれども、そういった連合会という一つの母体をつくっていただく中で、より連携を取っていただいて、そこで、いってみれば、さっきの地域協議会的な活動を展開をいただくというような形も、一つの姿になってくるんだろうと思いますので、この辺は十分、先ほども言いましたように、地域活動推進班を中心に、今から新しい組織づくりをやって、この一つのまちづくり条例なり、基本条例というものを目指してまいりますから、その中でどういうふうな位置づけをしていくのか、しっかり我々も知恵を出してまいりたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時59分休憩

午後 1時00分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

ここで、山田町長から発言の訂正の申し出がありますので、これを許します。山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほど、育休に触れた部分の答弁で不用意な発言があったことをおわびを申し上げ、削除をさせていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議長（福田 洋明君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 0 0 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 育休に関連をして 発言がありましたので、不用意な発言ということで、削除をさせていただきたいと思います。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） では、最後の質問になりますけれど、アンケートを、この前のまちづくりアンケートの中に、まちづくりは議会や行政に任せたいというのが21.0%ありますし、あと、あなたが取り組んでいる活動、取り組みたい活動の中に、まちづくりのリーダーとして企画、研究を行うまちづくりの推進役というのが、取り組んでいる活動が0.7%、取り組みたいとおっしゃってる方が3.5%ということです。まず、リーダーと、それから住民力の力をつけないことには住民自治はおぼつかないと思っております。

この前から、地域福祉計画の住民座談会にしる、今回の第四次の制定、総合計画の制定の中でも、その住民と一緒に今からいろんなものに取り組んでいく中で、住民に力をつけていただきたいという思いも透けて見えますけれど、そういったものとの連携も、今から条例をつくるためには必要だと思います。まずは住民力をつけるための、いろんな、たくさんの方が参加していただけるような形で討論会をして、その中からみんなにいろんな気づきをしてもらい、自分たちの生活を自分たちが守るという意識も高めてもらう、そういったものが条例づくりのかぎとなると思うんですけど、これらも含めて、策定の過程で取り組んでいかなくはいけないものがたくさんあると思います。もし、タイムスケジュールがもうできているのであれば、条例をつくるに当たってどの程度の年月をかけるおつもりなのか、また、こういった取り組みをされるおつもりがあるのか、ないのか、最後に質問いたしまして、私の質問を終わります。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） これからの、この条例策定に向けての考え方といいますか、どのぐらいを視野に入れておるのかということでございます。第五次の行革大綱にも入れておりますけれども、できるだけ、今年度中には広聴の組織を、しっかり対応を進めていく場を設置をしたいとい

うふうに思っております、そこで具体的な検討を進めていって、できれば来年度から再来年度にかけては、その辺のリーダーとの関係も、先ほどおっしゃったようにありますけれども、しっかり地域の皆さんと練りながら、どういう形の自治体の、あるいはまちづくり条例の中身にしていくのかと。行政ばかり走って、あと、中身が伴っていないというのでは、これはまたどうしようもありませんから、とにかく、こういったやっぱりプロセスも大事ですから、十分住民の皆さんとの意志を疎通を図りながら、またそういったリーダーの意識といいますか、その辺もしっかり引き出していけるような体制にして、これからできるだけ早い時期に制定できるように努力をしていきたいというふうに思っております。

.....
議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 一般質問をいたします。2点ほど通告をしておりますが、一つは上関町が推進をする原子力発電所建設への平生町としての対応がまず第一です。先般、議会の委員会の視察で、玄海原子力発電所が隣接地である唐津市の行政視察をしてまいりまして、大変な勉強になりました。先ほど淵上議員からも若干ふれられておりますが、常日ごろから思ったことがかなり解けた感じもいたしまして、それも参考にしながら質問をいたしたいと思うんですが、その以前に、最近の上関町で建設が進められておりますから、この上関町のまちづくりとして進めておる原子力発電所に対して、私どもは何も申し上げるつもりはございません。また、安全性が確保されてないからやめるべきだという主張も、選択肢は私どもには一切ないと思います。この点では、淵上議員も御理解いただいております、最後にちょっとほど言われましたが、今までのトーンよりはずっと変わって、これは現実問題として、議会の一員としては、私は避けるべきテーマ、ことだと思っております。

そういう観点からも、その質問をしますが、平生町の住民の安全を確保するというのは私どもの責務でもあります。当然です。そこで、事業者、この上関町で建設を予定される事業者の不祥事が、最近大変その大きく報道されておりますように、私自身は報道しか接しておりません。朝の淵上議員の質問では、比較的、具体的数字も言われておりましたから、それはそれで報道、そのとおりだと思うんですが、こういうことがやっぱり続くようでは、一番これが困るんですよね。だから、したがって、また詳しい話はまた後しますが、事業者が、こういうその不祥事を起こしておることに対して、平生町としてはどのように対応をして来られたのか。また、原子力発電所を建設を予定している隣接の自治体である平生町に対して、事業者がどのような説明をされておるのか、まず一点は聞いておきたいと思います。その後、またお話しをしたいと思います。

それと、研修で一番感じたことは、我々は、我々として安全を担保する、安全を確保する努力をしていかなければならない。それはやっぱり、事業者といろんな協定を結んでいくことだと思

うんです。あと、風力発電所の安全確保の問題も出ておりましたけど、ちゃんとした協定を結んでいくこと、これが大切だと思います。法律上は隣接地との締結は義務はないようでして、全国的な例を見ると、隣接地が加わった協定は少ない、少数です。でも、ないわけではないです。ですから、そういった点では、私は何らかの形で、この事業者なりと、いろんな協定ができないか努力をしていくべき、当面。また、今度の状況を見ましてみても、組織としてああいう状況ですから、この組織にちゃんと確約をしてもらって、これが大切だと思うんです。ですから、そういった方向での努力は求められておると思いますが、この点についての町長の考えも聞いておきたいと思えます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 安全を確保する立場から、町としてどういう事業者への対応か、事業者が平生町に対してどう対応しておるのか。こういう、それに対してどう対応しているかという、第1点目の質問であります。けさほどもちょっとありましたように、今回の例の点検漏れの事象、事件につきましては、最終報告といいますが、途中で、大体月に1回程度はいろんな情報誌をもって、今上関町の事務所、あるいは柳井の事務所がござりますが、それぞれ本町にお越しになって、いろんな情報関係については報告をいただいております。

今回のやつについても、一応最終報告としてまとまったということで、副所長さんが上関のほうから、6月3日、新聞発表の日でございますが、同時に、恐らく近隣回られたんだと思えますが、報告がありました。そこで、町のほうからは、「たび重なる事件や事故で、原子力発電に対する住民の不安感や不信感は、まだまだ払拭できていない状況にあるといわざるを得ない。中国電力はそうした状況を踏まえ、原子力発電所という重要施設を動かす使命の重大性を認識し、地域住民の生活と安全の確保を最優先事項として、心して取り組んでほしい」ということを、その場ででも、町のほうから伝えさせていただいております。今ありましたように、我々も当然重大な関心持ってこういうことに対処しておりますし、何かあればすぐ、我々のほうからも「これは一体どうなっとるんか」ということで、上関なり、あるいは場合によっては本社のほうにも直接私が連絡を取ったりするケースもあります。現実にそういったケースも、今日まで対応して来ておるところでございます。

それから、安全を担保するための一つの取り組み、協定といいますが、そういうお話がありました。隣接町でありますだけに、積極的な情報公開を求めていくというのは、これからもそうですし、やっていきたいと思えますが、お話がありましたように、何らかの形でこういった協定といいますが、取り決めといいますが、こういうものをやっぱり住民にとってわかりやすいものを、ぜひこれから取り組みをしていく必要があるというふうに私自身も思っております。

島根の例でも、これは49年から運転開始になっておる。その、やっぱり1年、2年前ですか、

その後、2年前ですね、じゃない、前の年に、これは松江、当時は鹿島町が地元。松江市は隣だったんですが、ここでは「安全確保情報連絡等に関する協定」というのを締結をされておるケースもあります。その後、今度は合併して一緒になりましたから、今度は安全協定書という格好になったんだろうと思いますが、そういう形で、やっぱりできるだけそういった、これは市と県と中電と3者でやられております。したがって、当然県を仲立ちにして、そういった隣接、一番近いところでもあるということもありまして、そういった協議をこれからも具体的に運び出すと、当然、これは運転開始前に、この実際にはきちっとやられておりますが、恐らくこういった運転開始前には、こういうものもきちっとやっていかなきゃいけないというふうに、私自身は考えております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 安全性の問題ですが、現在、ちょっと話は変わりますが、アメリカで原油の流出事故を起こしております。ブリティッシュ・ペトロリアムですかね、BPですかね。約2兆円、1兆8,000億円の補償金の準備を積み立てをすると。いわゆる事業者にとってみりゃあ、存亡に係る事故なんです。これ、原子力発電所の場合も、事故を起こせば、もう存亡に係るというものだと思います。当然、ですから、安全には自分ら自身も気をつけてやって来られておるとは思うんです。

安全かどうかという問題なんです、私はちょうどこの前資料をいただきましたから、この、安全は確立してないけど、やっぱり安全にはなって来てると思うんですよ。1951年に、初めて原子力発電が行われているわけですが、いわゆる最近の事故を見ますと、昭和54年、1979年が例のスリーマイルの事故なんです。ですから30年になりますかね。その後、例のそのチェルノブイリが1961年です。それだから、いや1986年、昭和61年ですね。それから、原子力、いわゆるその原子力発電に関する事故は起きてないんですよ、実際上は。例えば、もんじゅのナトリウム事故がございましたが、これは高速増殖炉の事故なんです。それから、これが1996年ですね。その後見ましたら、例のJCOの事故が、これが大きく、これは例の臨界、一次臨界事故、これも、だから原子力発電所とは直接には関係ないという状況、これが2000年ですね。それから、あと、その起きてるのが、先ほど渚上議員のほうからされた2004年の美浜のいわゆるタービン事故ですね。これは、何ていいますか、これは、いわゆる蒸気配管の事故で、実際には火力発電所でもある蒸気配管なんです。加圧蒸気を、加熱蒸気を送る、供給する事故ですから。だから、原子力発電というよりは、いわゆる発電設備、どこにもある発電設備の配管の事故なんです。その後起きてるのが、例の中越地震で刈羽原発、例の新潟ですね。このときには、自動停止をしておるわけですよ。それで、むしろ、IAEAは査察をして、自動停止をしたことを評価をして帰っていると。火災事故とか、変ないろんな付随

事故が起きて、ずっととめておりますけど、結局、原子力発電所自身の事故としては、事業者がみずからの存亡の危機にかかわるということもありますし、安全には随分とその調査・研究もするし、改良もしてやって来てるんじゃないかという。だから、確立されとるまでは、私は言いませんけど。だから、それはもうお互いに、いろんなことで努力をして来てる、国の審査も厳しくなって、今一番問題なのは地震対策だと思いますけど。

そういったことで、いろいろとクリアはしてきておると思います。しかし、ここで残ってくるのが、人間の問題なんです。先ほどのその鹿島の話、鹿島、島根ですね。私はその前に、人間の問題があって、一番気にかかったことがあるんです。田名埠頭で、標識の埠頭を運び出すときに、中国電力と反対運動をされる方が、いろんなこう話し合いがあった。そのときにテレビの報道を見てて、いろんな、当初発言をされておるんですよね。これはいけんわと、私はあのとき、さすがに思いました。こんな事を反対運動者に向けて言うもんじゃないと。

さすがにこれについては、県も随分と、頭にかちんこられたみたいで、嚴重注意をして、それから、ころっと手のひらをかえたように、いろんな発言も、低姿勢一本やりと。かというて、あれだけ言ってたら、簡単には信用してもらえんのですよね。だから、そういうことの後に、今の点検漏れが起きてますから、人間、こういう安全に対していろんなことやっても、最後には人間がやっていくと。そんじゃあ、その組織をちゃんと安全を確保させるための努力っていうのが要ると思うんです。そうすると、安全協定という一つの道が出て来ると思うんですがね。

それと、もう一つ、唐津市で研修、参考になったことは、先ほど、これも渚上議員が触れられました。2日間の避難訓練をするっていう件ですが、これは、私は自分で勉強になったんですが、ここには元三菱の原子力発電の技術者で、玄海的设计に携わったという方が、専門官として市役所で雇われておりました。詳しい、なかなか落ち着いたいい方だなと思って、信頼できる方だなという、私は思いましたが、その方が言われるのが、原子力発電所で放射能が外に出る事故が起きた場合、いわゆる危険区域が、半径、いわゆるその半径10キロだということですよ。だから、その10キロ圏内で訓練をします。そうして、その10キロ圏内に放射線が、放射能が拡散するのが、約2日かかると。ですから、訓練としては2日かけてやらないと意味がないから、2日かけてやるんだと、そういう説明を聞きました。だから、爆発で「ばん」とすぐ飛び散ってすぐ逃げというような状況にはならないで、2日間、10キロ圏内での拡散が2日間。したがって、その間ぐらいのその範囲内で訓練をするんだという説明をしておられました。これは私は、随分参考になりました。

それで、今度事業者が予定しておるところから半径10キロの円を書いてみましたら、平生町は佐合島の、全部じゃない、ちょっとほど残るんですが、全部ですね。それと、光市の牛島は全部入りますね。上関町は室津地域ぐらいまでが入るんですよ。これぐらいが半径10キロになり

ます。そうすると、私はこの訓練から見ましても、半径10キロ以内に人が住むところの隣接自治体とは、ちゃんとした、私は協定を求める必要があると思うんです。それから、そういう訓練もしていく必要があると思います。ですから、隣接地というより、そういう、実際に事故が想定して、避難訓練をしなければならないという地域がある自治体と、私は当然事業者である、事業者は結ぶべきだという考えです。

それで、ここでもらった、唐津市でもらった資料によりますと、全国の隣接地で安全協定との表をいただきまして、先ほど中国電力、県は言われましたけど、ここは10キロ圏内というのが、多分合併されてしまうところが、かなり、全部包括されてしまうんですね。それで、見ましたら、茨城県は全部結んで、どことも。それから甲乙丙までありますよ。乙まで、丙、丁までありますね。言われましたように、県、事業者、それから設置自治体が甲になるんですね。茨城県はすべての、ところで結んでる。あと、北海道と青森も結んでおります。

こういった表、これもいい表をいただきまして、これは、それと10キロ圏っていう一つの定義は、私は大事な定義だなと思いましたが、研修を参考にしながら、安全を求めていくというと同時に、事業者に対して、人の教育ですよ。あつてはならん発言をしてみたり、あつて、自分が立てた計画が十分実行できないというような組織であつてはならないと思います。ですから、今度の国の、施設が悪いんじゃなくて、ちゃんとした計画をつくるまで運転しちゃだめですよと、こういう、結論のようですけど、そういう点では、強くこの協定の締結を求めてほしいと思いますが、検討するんじゃなくて、求めるという方向で答弁をほしいんですがね。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほども言いましたように、こういう取り組みは必要であるというふうに認識をしておりますし、そのたびに県を、仲介といいますか、あんな形に出て、こういう取り組みをしていくということを今の段階では申し上げておきたいというふうに思っております。

今お話がありましたように、本当にこの地域の安全をどう担保していくのか、住民にとって不安をできるだけ払拭をしていくためにも、そういう対応というのは必要ではないかと。全国の例も示されておりますけれども、十分我々も参考にしながら、これから対応していきたいと考えておりますし、今当面は、今お話がありましたように、今回のああいう事故を含めて、事件を含めて、人的な問題を含めて、社内の、いわゆる企業風土といいますか、そこら辺まで立ち入ったの人的な部分も含めて、もう一度初心にかえってやっていくんだと、全力を尽くすという社長のコメントも出ておりましたけれども、そういう立場で、謙虚に国の指導にもしっかり踏まえて対応していただきたいというのが、今私の思っているところであります。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） それで、ここで、研修視察で勉強になったことは、一つはやっ

ぱり唐津市の体制を見まして、13万ですか、人口、合併をしてずっと広がった。以前私ども研修で、隣接市である合併前の肥前町っていうのがすぐ隣にありまして、そこに行ったことはあるんですが、そのときにはこんな成果は全然なかったんですよ。今回行きましたら、その専門官の、知識っていうのが随分参考になりましたし、提出された資料も随分と見るに値するものが、中身がございます。

そうすると、我々がこれから先、行政の体制をどうしていくかという問題があると思うんです。平生町で、きょう、それこそ広報を見てたら、人口がもうすぐ1万2,000人台になるなあという、ちょっとさみしい気持ちもちょっとしたんですけど、これだけの自治体で、それだけのその体制ができるかと。そうすると、どうしても県に頼らざるを得んという側面もあると思いますし、専門官の方も、基本的には県が、いろんなそのときの体制をつくるにしたって、でも、いずれにせよ、何か、そういう一番住民が安心するのは、身近な自治体に、自分とこの町にそういう安全を確保してくれる体制なり、相談するところがあるよと、こういう体制が一番、信頼できると思うんですよ。いや、県のほうに組んでおりますから、そちらで言ってくださいといったら、これはそのときは、行政アウトですから。じゃあ、こういった体制を構築していくことも、これから先考えていかない、いわゆる、先の問題じゃなくて、もう着工をしようかという段階ですから、協定の問題、それからそういった体制の問題等が必要になってくると思うんですが、この点について町長どうお考えですか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 御指摘のように、今、総合政策課の中で対応させていただいておりますし、午前中もありましたように、いろんな交付金とか、これに絡んだ、いわゆる事業を、どう本町として事業展開をやっていくのかと、この辺も含めた総合調整をやりながら、なおかつ、いろんな分野でこれから、隣接は隣接としてやっていかなきゃいけない部分が将来の課題としてあります。この辺は十分にらんで、そこら辺の庁内体制についても、こういった全体の進捗状況を見ながら整備を図っていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） それじゃあ、次の問題に移ります。中学校の生徒の通学路の安全確保についてというテーマですが、行政報告でもありましたように、春の行政協力員会議が一斉に各地で行われまして、ちょうど私もいろいろな意見を聞かせていただくと思いましたが、曾根地区での協力会議で、生徒の安全、通学時の安全対策について、随分その声が出ておりましたから、私もちょっと気になりましたので、周囲、ずっと現地を回って見たんですよ。そうすると、認識、お前は観察が足りないと言われればそれまでなんですが、通学路の道路が変わっているのに気がついたんですよ。

そこで、私は昭和46年、昭和47年の本会議の会議録を見てみまして、確かあそこは通学路として整備されたに違いないと思ってましたから、経緯を見てみました。それから、当時は財政不足で大変で、中学校の統合をして建設は進むが、まだ通学路はでき上がってないと。特に、曾根地区からずっと大野に向けて建設しよったですが、長尾地区はずっと残って大変だったみたいなんです。それで、昭和47年の会議録じゃあ、見通しがついて、通学路の建設が間に合うという、執行部の答弁がありますよ。それから、向井原の工業団地のあそこから大井川までずっと、中学の前を通過して、長尾を通過して、あの間は通学路として整備をされておるんです、中学校の生徒の通学路。それで、当時は道路の3分の1のところ、3分の2と3分の1のところ、白線を引いて、3分の1のところ人間が、生徒が通るように、3分の2のほうを車が通るといふか、いふ感じで整備をされております。

ところが、その3分の1の白線があるのは、向井原、今申した工業団地のところから和田川まで、曾根保育園の、あそこまでは昔のまま残ってるんですよ。その和田川から中学校の体育館の前を通過して、小山を過ぎて、ちょっと、あのコメリの上がったとこ辺ぐらまでは、両側に路側帯がついております。そこから大井川までは、今度は中央線もついていた路側帯がついて、完全に車道に変化をしておるんですよ。これを何で私も気がつかんかったなあといふか、本来、生徒の安全な登校を確保するためにつくった通学道路が、いつの間にやら、普通の道路、町道といふか、車優先の道路につくり変えられておるといふ、いつ、どうされたのか私はわかりませんが、経緯がわかれば、そのお答えをいただきたいのと、今教育長は、全然そのときはわかりませんが、そのとき教育委員会との通学路の協議があったのかどうか、そういう記録があるかどうか、この経緯をちょっと私は不思議に思ってるんですが。と同時に、そういう通学路のためにつくった道路です。でも、社会の変化で、いろんな道路も拡張して張りつけたり、住宅も張りついたり、いろいろしましたから、もとのとおりに戻せといふのは簡単じゃないですけど、生徒の安全対策を何かする必要が、私はあると思うんですが、この点について、2点目ですね、考えをお聞きしておきたいと思うんです。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 中学校の通学路の安全確保ということで、最後の部分おっしゃった安全確保対策は必要だということについては、これは我々もしっかりできるところはやっていかなきゃいけないと、今考えておりますが、前段の部分の、これはいわゆる通学路として整備をしたという、これはちょっと私の認識とも違うのかもしれませんが、ちょっと、本町では今おっしゃったように、昭和46年に、ずっとあそこの向井原から和田川のどこまで、これ整備をやって、これは農道を、いわゆる整備をしてやって、いわゆる通学路にすると。通学路の指定というのは、これは校長が、ここは児童生徒の安全を確保しなきゃいけないといふので、ここを通過して通学

しなさいよということで、学校長が指定する道であり、区間であると。これが通学路と。だから、道路、これは通学道路として整備するんですよという、いわゆる道路、そういうことではなしに、道路をどう通学路として活用していくのかということだろうと思うんですよ。その辺が、一応町道を改良して広げたり、いろんな形で、それぞれの事業をやって、あの間、曾根大野南線というんですが、この整備が行われてきた。年度をいろいろ変えて、拡幅が行われてきたというのが、歴史的な経緯のようでございます。

私も現地へ、この質問いただきまして行ってみまして、確認をしました。やっぱりいうてみりゃあ、最初のアそこができてから40年近くたつわけでありまして、車にしても、当時の車から、約、この台数見て、この前ちょっと見たら、平生町内の車3倍ぐらいふえておりまして、あの道の周りも全部住宅が、今、長尾の周辺を含めて張りついて来ておりまして、いわゆる生活道路として活用されているという部分があるし、今の、朝の通勤とか、夕方通勤帯には、また結局、あの通り信号機がないものですから、あっちをずっと通って、伊保庄線通って来て、あれから入って、これに抜けて、曾根の公民館のとこまで行くというような利用が、現在されておるといふ状況もあります。

確かにいろんな経緯があって、今の現状になっておるんですが、当然生徒の安全を確保しなきゃいけない。これがやっぱり我々とすれば一番大事なことでございますし、できるだけ、今、私も現地見ましたが、本来の線が引っ張ってある部分が薄くなっておったり、それから、道路、路面の表示が見えにくくなったり、道路標識を含めて、いわゆる、今、安全確保のために取り組まなきゃいけない、速度の規制を含めて、やらなきゃいけない、また、こっちができる部分については、これはやっぱり早急に対応していかなきゃいけないし、道路全体のそのあり方等については、これはまた教育委員会なり、警察等々、交通安全上の観点からも、いろんな関係機関とも十分協議をしながら、これからあの地区全体の生徒の安全確保対策、将来にわたっての確保対策については協議をしていきたいというふうに思っておりますが、当面、今申し上げましたように、いろんな警戒標識等含めて、やれることは対応して、安全確保に取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 昭和47年の本会議での、46年のやり取りですが、47年の本会議のやり取り見たら、見通しがついたという。いろんな、今言われたように、いろんな予算をつけてやる。それから、舗装が間に合うのかどうかというのは、あれは46年でしたかね。何か、まだ泥道やたらしくて、特にいろいろな人が通る、中学校の統合に伴ってできたのは、だから、あの当時は私は昭和50年に議員をでましたけど、あの辺、あの道路が一番広い道路でしたよ。県道から、縦につながる道路はほとんどなかったですよ、今みたいに。それから、通学路

として、その点じゃあ、だから体育館の前なんか、まだ昔の線が消したあとが残ってますよ、3分の1の線が。だから、それは、そいじゃから、もとに戻せっていうんじゃないくて、はっきり急いで、今言うた、せにゃいけんことはわかっちゃるといんじゃないくて、どうするか、ちょっと急いだ対応が、私は経緯も含めたら要と思うんですけどね。

当時、一時、町長はあそこに住んでおられたから、当時記憶もあると思うんですがね。ちょうど、毎日あそこを歩いておられたんですから。確かに交通量がふえてるのは間違いないですし、道路事情が、例えば、特に大野地区の整備が済んで、あそこを通る車がふえたといろんな事情があります。でも、今の社会にですから、そりゃあ当然家も張りつきましようし、いろんな拡幅の要望も出てきますから、じゃあ子供の、生徒の通学を後回しにしてもいいというには、もともと目的は、そういう道路ですから、どういう名目でつけたとしたって、合併に伴う、安全に通学を確保する道路じゃったことは間違いないわけですから。どうかせんにゃあいけんといんじゃないあ、物足りないんですけどね。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） もちろん教育委員会とも十分協議をしていきたいと思いますが、先ほど言いましたように、安全を確保する観点から、現場も見させていただきましたけれども、ラインの問題とか、それから路面表示なんかも、もう薄うなっておりますから、こういうものも、あるいは警戒標識等、ちょっとやれるところは、もうやっぱりすぐ取りかかって整備をしていくということで対応していきたいと考えております。

議長（福田 洋明君） これをもって、一般質問を終了いたします。

.....

議長（福田 洋明君） これより、行政報告に対する質疑はありませんか。 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） さっき提案理由説明の中で、町長がいろいろ説明をしていただきましたが、平生町税の賦課徴収条例の（「行政報告の」と呼ぶ者あり）えかろう。ついでに一緒じゃけえ。別々にする。（「議案じゃろう」と呼ぶ者あり）うん。別。（発言する者あり）済みません。

議長（福田 洋明君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第1号平成22年度平生町一般会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例から議案第5号平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例までの件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号平成21年度佐賀漁港漁村再生交付金事業に伴う浜田沖防波堤整備工事の工事請負契約の締結について（変更）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について及び承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） 先ほどは済みませんでした。先ほど町長より提案理由説明の中でいろいろございましたが、平生町の町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてでございますが、これは個人住民税の増税につながるもんもたくさんあります。これが安易に専決処分にしていいのかという問題、これがまず第1点目。

それで、次に総務常任委員会では説明をされたようですが、総務厚生常任委員会以外の議員も、町民に対する説明責任はあるわけなんですよ。その点で、全員協議会などで詳細な説明があってもしかるべきじゃなかったかと。これがまず2点目。

3点目について、この地方税法改正では、今年の10月からとか、来年とか、また再来年とか、そういう税制の改正があるわけなんですよ。これを一括で、ここで専決処分にしていいのか、この3点をお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 税務課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 弘中税務課長。

税務課長兼徴収対策室長（弘中 賢治君） それでは、お答えをさせていただきます。平生町税賦課徴収条例につきましては、その上位法であります「地方税法」の一部改正が行われた際には、速やかに条例改正をする必要がございます。専決処分の内容の施行期日でございますけど、基本は4月1日でございますけど、中には4月1日以後に施行となるものも含まれております。この専決処分につきましては、これ地方自治法の規定がございますけど、これはあくまでも補的な

手段というふうに思っておりますので、専決処分をする内容につきましては、客観的に認められる範囲に限られるべきであろうというふうに思っております。

税制改正に伴います専決処分につきましては、これまでも一括して専決処分をさせていただいております。その理由につきましては、先ほども申しましたけど、上位法であります地方税法の一部改正に伴うものであるということと、それから地方税法の一部改正の成立、これが毎年3月末、年度末でございます。今回も3月31日に公布されたものでございまして、そういった時間的な制約というものもでございます。

それから、専決処分の内容についてでございますけど、これも地方税法の一部改正に基づくものでございますので、これも認めざるを得ないというふうな考えをしておりますので、一括で専決処分をさせていただいておるのが現状でございます。

それから、先ほど、今回の税制改正で増税になる部分、こういったものも確かにございます。子ども手当、それから高校授業料の無償化、そういった関係で、そういった扶養控除の関係で、所得税、住民税の増税となる部分というものが確かに発生いたしております。こういった大事なポイントについて、事前の説明がなかったということにつきましては、大変おわびを申し上げたいというふうに思っております。今後こういった税制改正に伴います重要なポイントにつきましては、説明責任をしっかりと果たしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、報告第1号平成21年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてから報告第3号平成21年度平生町土地開発公社の経営状況の報告についてまでの件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 報告第3号の21年度の平生町土地開発公社の経営状況の報告ですが、これについて自身は別に問題ないわけですが、土地開発公社のあり方について、いろいろ意見も出ておるようですが、これどっかで腹を固めて方針をしっかりとしないと、いつまでたってもこの報告、ずるずると、今までも何度かチャンスはあったと思うんですが。だから、例えば財政事情が許さなければ、例えば3年間なら3年間で土地を買い上げてしまおうとか、もう思い切って一発で買い上げて、もう解散をすとか、いろんな、その決断の時期に来ておると思うんですが、町長の考えを聞いておきたいと思うんです。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 議案そのものとすれば、理事会で御承認いただいたものを提案させてい

ただいておりますが、もう理事会でも、そういういろんな御見等も実際に出ておりまして、方向とすれば、これはもう整理をしていく方向で、具体的な件を含めて協議に入っていきたいということで、今、少し中身について総合政策課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それでは、平生町土地開発公社の今後につきましてお答えしたいと思います。平生町の土地開発公社につきましては、従来から地域の秩序ある整備を図るために必要な公共用地となるべき土地の取得や、造成を行う目的で設立して、事業を行ってまいりましたが、近年の社会情勢から、主な業務であります土地の先行取得につきましてはほとんど実績がなく、公社の存在意義そのものが薄れつつあるのが現状でございます。そうした情勢は今後も続くと思われまますので、かねてから、土地開発公社の理事会におきましても、一たん清算をして、解散の方向で検討していくべきではないかとの御指摘を、理事会においてもいただいております。

現在、県の担当課であります市町課とも協議を行っておりまして、実務上、法律上の手続や会計処理の仕方等の研究を進めているところでございます。具体的に申しますと、当然解散に係る経費が必要でありますし、解散に対する理事会の同意、その後町議会の議決、県知事の許可という一連の流れを踏まえての解散になりますので、そういうこと、そういう流れになるところでございます。また、今後事務の進捗につきましては、また適宜御報告をいたしたいと思っております。以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ここで日程の変更についてお諮りいたします。一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、6月18日の本会議を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に、日程第17、委員会付託を追加いたします。

日程第17．委員会付託

議長（福田 洋明君） 日程第17、お諮りいたします。議案第1号平成22年度平生町一般会計補正予算から議案第6号平成21年度佐賀漁港漁村再生交付金事業に伴う浜田沖防波堤整備工事の工事請負契約の締結について（変更）までの件、並びに承認第1号平生町税賦課徴収条例の

一部を改正する条例の専決処分事項の承認について及び承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第6号までの件、並びに承認第1号及び承認第2号の件については、お手元に配布の付託表のおり、各常任委員会に付託することに決しました。

・ ・

議長（福田 洋明君） 本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は、6月25日午前10時から開会いたします。

午後1時53分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 柳 井 靖 雄

署名議員 吉 國 茂

平成22年 第3回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成22年6月25日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成22年6月25日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成22年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第5号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第6号 工事請負契約の締結について(変更)
平成21年度佐賀漁港漁村再生交付金事業に伴う浜田沖防波堤整備工事
- 日程第8 承認第1号 専決処分事項の承認について(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第9 承認第2号 専決処分事項の承認について(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第10 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 議員派遣の件
- 日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査
- 日程第13 議案第7号 平成22年度平生町一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第1号 平成22年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第5号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 日程第7 議案第6号 工事請負契約の締結について(変更)
平成21年度佐賀漁港漁村再生交付金事業に伴う浜田沖防波堤整備工事
- 日程第8 承認第1号 専決処分事項の承認について(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第9 承認第2号 専決処分事項の承認について(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第10 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 議員派遣の件
- 日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査
- 日程第13 議案第7号 平成22年度平生町一般会計補正予算

出席議員(12名)

1番 河藤 泰明君	2番 大井 哲也君
3番 岩本ひろ子さん	5番 田中 稔君
6番 淵上 正博君	7番 藤村 政嗣君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 吉國 茂君	11番 平岡 正一君
12番 河内山宏充君	13番 福田 洋明君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 藤田 衛君 書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

町長 山田 健一君 副町長 佐竹 秀道君
 教育長 高木 哲夫君 会計管理者 岩見 求嗣君
 総務課長 吉賀 康宏君 総合政策課長 角田 光弘君
 町民課長

税務課長兼徴収対策室長 弘中 賢治君
健康福祉課長 河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長 中本 羊次君
建設課長 洲山 和久君 佐賀出張所長 山本 俊明君
学校教育課長 福本 達弥君 社会教育課長 木谷 巖君

午前10時00分開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において平岡正一議員、河内山宏充議員を指名いたします。

日程第2．議案第1号

日程第3．議案第2号

日程第4．議案第3号

日程第5．議案第4号

日程第6．議案第5号

日程第7．議案第6号

日程第8．承認第1号

日程第9．承認第2号

議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平成22年度平生町一般会計補正予算から、日程第7、議案第6号平成21年度佐賀漁港漁村再生交付金事業に伴う浜田沖防波堤整備工事の工事請負契約の締結について（変更）までの件並びに日程第8、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について及び日程第9、承認第2号平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件を一括議題といたします。

本件に関し、6月17日の本会議において、関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。柳井靖雄産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長（柳井 靖雄君） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。平

成 2 2 年 6 月 1 7 日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第 6 号につきまして、6 月 2 2 日委員会室において町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第 6 号については、全会一致で承認することにいたしました。

次に、主だった審議経過を報告いたします。

議案第 6 号について、工事請負金額の増額の理由は、消波ブロックの製作個数を増やすことのみによるものかとの質問に対し、消波ブロックの製作を 1 5 4 個増やすものであるとの説明を受けました。

以上が、産業文教常任委員会で付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 吉國茂総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（吉國 茂君） それでは、総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。平成 2 2 年 6 月 1 7 日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、承認第 1 号、及び承認第 2 号につきまして、6 月 2 3 日、委員会室において、町長以下所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、承認第 1 号、及び承認第 2 号につきましては、すべて全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第 1 号については、町は地球温暖化対策に対して、どのくらいの目標を立てて、その予算を組むのかとの質問に対し、太陽光発電システム設置補助は、昨年国の補助金申請件数を参考にして予算組みをしているが、地球温暖化防止の実行計画を策定していく中で、CO₂の削減の目標数値などを決めていきたいとの説明を受けました。

また、補助事業の財源は基金からの繰入金であるが、予算枠を超えて補助の申請があった場合には、今後も同じような補正予算による対応となるのかとの質問があり、交付要綱には「予算の範囲内」などの制限を明記していないので、国や他の自治体を参考にしながら検討していきたいとの説明がありました。

議案第 2 号について、追加される第 8 条の 4 第 2 項中に「著しく困難である場合」とあるが、どういうことを前提として庁内で徹底を図るのかとの質問があり、いろいろなケースが考えられ

るが、各課の業務の中で課長をトップとするマネジメントにより、そこで徹底をして、対応をしていくことになるとの説明を受けました。

議案第3号について、改正により育児休業等の取得できる幅が広がったのかとの質問があり、配偶者の就業の有無にかかわらず取得できることや、産後8週間の期間内に育児休業を取得した場合においても、再度育児休業の取得ができるなど、夫婦で子育てをしていこうという内容となっているとの説明を受けました。

議案第4号、議案第5号、承認第1号、及び承認第2号については質疑がありませんでした。

以上が、総務厚生常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。分割して採決を行います。まず、議案第1号平成22年度平生町一般会計予算の件を起立により採決いたします。

議案第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例から議案第5号平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例までの件を一括起立により採決いたします。

議案第2号から議案第5号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第2号から議案第5号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成21年度佐賀漁港漁村再生交付金事業に伴う浜田沖防波堤整備工事の工事請負契約の締結について（変更）の件を起立により採決いたします。

議案第6号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

次に、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について及び承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件を一括起立により採決いたします。承認第1号及び承認第2号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、承認第1号及び承認第2号の件は原案のとおり可決されました。

日程第10．同意第1号

議長（福田 洋明君） 日程第10、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

去る6月17日に御提案申しあげました議案につきまして本会議並びに常任委員会で慎重に御審議賜りましたことをまずもって厚くお礼申し上げます。

そして、ただいまは予算1件、条例4件、事件1件、承認2件につきまして御議決並びに御承認を賜りまして誠にありがとうございました。

今年は遅い梅雨入りとなり、これから本格的な降雨の時期を迎え、これから集中豪雨の発生等も懸念されるところであります。本町におきましても災害発生のないことを祈りながら、危機意識を持ってこの季節に対処してまいりたいと考えているところであります。

さて、本日御提案申し上げますのは人事案件1件でございます。

それでは同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登載された事項に関する不服申し立てを、長とは独立した中立的、専門的な立場から審査決定するという重要な任務がございます。本町の場合、長迫の松田宏治さん、尾国五区の銭廣英男さん、そして大野喜多の久保徳行さんの3名の方を選任させていただいておりましたが、既に御承知のとおり銭廣英男さんが、去る5月18日に御逝去されました。

銭廣氏におかれましては、平成17年3月23日からお務めをいただき、このたびは2期目半ばのことでありましたが、固定資産評価審査委員会委員としてばかりではなく、その御見識から町政全体にわたっての多大な御貢献をいただいておりますだけに、このたびの訃報は哀惜の念に堪えません。衷心より御冥福をお祈り申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員に欠員が生じた場合には、遅滞なく残任期間について補欠の委員を選任することが地方税法にうたわれております。後任につきまして、地域性も加味し、あらゆる方面から総合的に判断をいたしました結果、秋森にお住まいの下祢義彦氏を選任いたしたいと存じます。下祢氏の略歴は別紙として添付いたしておりますが、隣町での長い行政経験から、地域感覚、固定資産関係にも精通をされた方でありまして、さらに愛町精神にも富んでおられることから、適任者であると判断をいたし、地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会の御同意をお願いするものであります。

以上で、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えを申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第 1 1 . 議員派遣の件

議長（福田 洋明君） 日程第 1 1、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付の文書のとおりといたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてはお手元に配付
の文書のとおりとすることに決しました。

日程第 1 2 . 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（福田 洋明君） 日程第 1 2、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といた
します。

会議規則第 6 7 条第 1 項の規定によって、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から、
お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務常任委員長及び産業文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継
続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり閉会中の継続
調査とすることに決しました。

ここで暫時休憩いたしたいと思います。委員会室で全員協議会を行います。全員協議会が終了
次第再開いたします。

午前 1 0 時 1 8 分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前 1 0 時 4 0 分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

ただいま町長から議案第 7 号平成 2 2 年度平生町一般会計補正予算が提出されました。これを
日程に追加し、日程第 1 3 として議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 7 号を日程に追加し、日程第
1 3 として議題とすることに決しました。

日程第13・議案第7号

議長（福田 洋明君） 日程第13、議案第7号平成22年度平生町一般会計補正予算の件を議題といたしたいと思いをします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 先に御提案申し上げました固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、御同意を賜りまして誠にありがとうございました。

また、ただいまは追加日程の御承認を賜りありがとうございます。それでは、御提案をいたします議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第7号平成22年度平生町一般会計補正予算であります。

補正額といたしましては、287万5,000円追加いたしまして、予算総額は47億5,357万円となるものであります。

歳出から申し上げます。

7ページの中学校費の学校管理費では、平成21年度繰越事業での空調設備設置事業に係る受電設備等の設置費を追加するものであります。

歳入におきましては、前に戻りまして6ページでございますが、財政基金からの繰入金財源充当いたすものであります。

以上で議案第7号平成22年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えいたしたいと存じますので、よろしく御審議を賜り、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第7号平成22年度平生町一般会計補正予算の件を起立により

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

・ ・

議長（福田 洋明君） 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成22年第3回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時44分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 平 岡 正 一

署名議員 河内山 宏 充